

婦人の地位



情報 No.11

平等・発展・平和を

めざす婦人の10年

1976-1985

***** 主 要 内 容 *****

- I 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案要綱」について
- II 各種雑誌等における男女の雇用機会均等に関する記事等掲載目録
- III 婦人の公職参加状況調べ
- IV 各種調査、白書等に見る婦人の概況

国内ニュース

判 例

国際ニュース

1985年 1月
労働省婦人局

目 次

I 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案要綱」について	1
II 各種雑誌等における男女の雇用機会均等問題に関する記事等掲載目録	5
1. 単行本	5
2. 各種雑誌	6
(1) 特集号	6
(2) 特集記事等	8
3. 各種世論調査	9
4. 新 聞	9
(1) シリーズ	9
(2) 社 説	10
(3) その他の社説以外の記事	11
III 婦人の公職参加状況調べ	12
1. 国レベルにおける婦人の状況	12
2. 都道府県、指定都市等における婦人の状況	18
IV 各種調査、白書等にみる婦人の概況	25
1. 婦人の就業に関する世論調査	25
2. 婦人に関する世論調査	31
3. 日本の人口・日本の社会	35
4. 離婚統計（人口動態統計特殊報告）	37
5. 労働経済の分析（労働白書）	40
6. 国民生活白書	42
国内ニュース	
1. 婦人問題企画推進本部の動き	44
(1) 婦人差別撤廃条約早期批准についての要望書提出	44
(2) エスカップ地域政府間準備会議関連事業の実施	44
(3) 「国連婦人の10年世界会議」に向けての全国会議の開催	45
2. 第101回国会で成立した婦人に関係する主な法律	45
(1) 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律（昭和59年法律第45号）	45
(2) 所得税法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第5号）	46
(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和59年法律第60号）	46

(4) 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和59年法律第6号)	46
(5) 地方税法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第7号)	46
(6) 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第77号)	47
3. 第102回国会で継続審議中である婦人に関する主な法律案	47
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係 法律の整備等に関する法律案	47
(2) 船員法の一部を改正する法律案	47
(3) 国民年金法等の一部を改正する法律案	48
(4) 児童扶養手当法の一部を改正する法律案	48

判 例

1. 河北新報社地位確認等請求事件	49
2. 放射線影響研究所地位確認等請求事件	49
3. 並木精密宝玉石牌解雇無効確認等請求事件	50

国際ニュース

1. 婦人の地位委員会	50
(1) 第30回定期会合	51
(2) 世界会議準備のための第2回会合	51
2. 国連婦人の10年「平等・発展・平和」の成果を検討し評価するための世界会議のた めのエスカップ地域政府間準備会議	51
3. 国連経済社会理事会の婦人関係審議	52
4. OECD 経済における婦人の役割に関する作業部会	52
5. 1985年ILO総会について	53
6. 婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(仮称)署名、批准等状況	53

I 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案要綱」について

労働省の婦人少年問題審議会では、昭和53年以来、雇用における男女の機会の均等及び待遇の平等を確保するための諸方策について法的整備を含め、審議が行われてきたが、昭和59年3月26日、労働大臣に対して、審議の経過、報告の内容を十分尊重して、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約批准のための条件整備として必要な法的整備を速やかに行うよう建議した。

労働省では、この建議を踏まえて立法作業を行い、4月19日、婦人少年問題審議会に対して関係法律案要綱を諮問した。その後、中央労働基準審議会等の関係審議会に対しても同要綱の関係部分を諮問した。

各審議会から、5月9日、労働大臣に対して、同要綱について大筋では了解する旨、答申があったので、労働省では、審議会からの答申に付された意見等を参酌し、必要な修正を行い、5月14日、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案」を第101回国会に提出した。

同法律案は、第101回国会に提出され、昨年7月27日、衆議院において可決され、参議院に送付されたが、継続審議となり、現在、第102回国会において審議中である。

同法律案要綱は、以下のとおりである。

第1 勤労婦人福祉法の一部改正

1. 題名の改正

法律の題名を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改正するものとする。

2. 総則の改正

男女の均等な機会及び待遇の確保に関する規定等が新たに加えられることに伴い、目的、基本理念等総則の規定について所要の改正を行うものとする。

3. 男女の均等な機会及び待遇の確保のための措置の新設

(1) 事業主の講ずる措置等

イ 募集及び採用

事業主は、労働者の募集及び採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えるように努めなければならないものとする。

ロ 配置及び昇進

事業主は、労働者の配置及び昇進について、女子労働者に対して男子労働者と均等な取り扱いをするように努めなければならないものとする。

ハ 教育訓練

事業主は、労働者の業務の遂行に必要な基礎的な能力を付与するためのものとして労働省令で定める教育訓練について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取り扱いをしてはならないものとする。

ニ 福利厚生

事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であって労働省令で定めるものについて、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取り扱いをしてはならないものとする。

ホ 定年、退職及び解雇

(イ) 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女子であることを理由として、

男子と差別的取り扱いをしてはならないもの
とすること。

(ロ) 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、
又は出産したことを退職理由として定めては
ならないものとする。

(ハ) 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、
出産し、又は労働基準法第65条第1項若し
くは第2項の規定による休業をしたことを理
由として、解雇してはならないものとするこ
と。

ヘ 指針

労働大臣は、雇用の分野における男女の均等
な機会及び待遇が確保されることを促進するた
め必要があると認めるときは、関係審議会の意
見を聴いて、イ及びロに関し、事業主が識する
ように努めるべき措置についての指針を定める
ことができるものとする。

ト 苦情の自主的解決

事業主は、ロからホまでの事項に関し、女子
労働者から苦情の申出を受けたときは、労使に
より構成される苦情処理機関に対し当該苦情の
処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう
に努めなければならないものとする。

チ 紛争の解決の援助

都道府県婦人少年室長は、雇用の分野におけ
る男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の
措置であって労働省令で定めるものについての
女子労働者と事業主（以下「関係当事者」とい
う。）との間の紛争に関し、関係当事者の双方
又は一方からその解決につき援助を求められた
場合には、必要な助言、指導又は勧告をするこ
とができるものとする。

リ 調停の委任

都道府県婦人少年室長は、チの紛争（イの事
項に関するものを除く。）について、関係当事
者の双方又は一方から調停の申請があった場合
で当該紛争の解決のために必要があると認める

とき（関係当事者の一方から申請があった場
合には、他の関係当事者の同意を得たときに
限る。）は、機会均等調停委員会に調停を行
わせるものとする。

(2) 機会均等調停委員会

イ 機会均等調停委員会の設置

都道府県婦人少年室に、機会均等調停委員
会（以下「委員会」という。）を置くものと
し、委員会は、(1)のりの調停を行うものとす
ること。

ロ 委員会の組織

委員会は、委員3人をもって組織するもの
とし、委員は、学識経験を有する者のうちから、
労働大臣が任命するものとする。

ハ 調停

(イ) 委員会は、関係当事者からの申立てに基
づき必要があると認めるときは、労働者団
体又は事業主団体が指名した者から当該事
件につき意見を聴くものとする。

(ロ) 委員会は、調停案を作成し、関係当事者
に対しその受諾を勧告することができるも
のとする。

(ハ) 委員会は、調停が行われている事件の解
決のために必要があると認めるときは、関
係行政庁に対し、資料の提供その他必要な
協力を求めることができるものとする。

4. 女子労働者の就業に関する援助の措置等

(1) 再就職の援助

国は、妊娠、出産又は育児を理由として退職
した女子に対しその希望するときに再び雇用の
機会が与えられるようにするため、職業指導、
職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措
置が効果的に関連して実施されるように配慮す
るものとする。

(2) 再雇用特別措置の普及の促進

イ 事業主は、妊娠、出産又は育児を理由とし
て退職した女子について、必要に応じ、再雇

用特別措置（当該女子であつて、その退職の際に、その就業が可能となつたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。）その他これに準ずる措置を実施するように努めなければならないものとする。

□ 国は、再雇用特別措置の普及を促進するため、事業主に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

(3) 育児休業の普及の促進

国は、育児休業の普及を促進するため、事業主に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

5. その他

(1) 報告の徴収並びに助言、指導及び勧告

労働大臣又は都道府県婦人少年室長は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるものとする。

(2) 適用除外

3、4の(2)及び(3)並びに5の(1)は、国家公務員及び地方公務員には適用しないものとする。

(3) その他

その他所要の整備を行うものとする。

第2 労働基準法の一部改正

1. 女子の労働時間及び休日

- (1) 第8条第1号から第5号までの事業に従事する満18歳以上の女子についての時間外労働の制限を、1週間について6時間、1年について150時間とするものとする。ただし、決算のために必要な計算、書類の作成等の業務に従事させる場合には、1週間について6時間の制限

にかかわらず、2週間について12時間を超えない範囲内で時間外労働をさせることができるものとする。

- (2) (1)以外の事業に従事する満18歳以上の女子についての時間外労働の制限を、4週間を超えない範囲内で命令で定める週を単位とする期間について1週間当たり6時間以上12時間以下の範囲内で命令で定める時間、1年について150時間以上300時間以下の範囲内で命令で定める時間とするものとし、休日労働の制限を4週間について命令で定める日数とするものとする。

- (3) (2)の命令は、(2)の事業における労働による身体負担の程度、(2)の事業の事業活動の状況等を考慮し、かつ、女子の健康及び福祉に支障のない範囲内において定めるものとする。

- (4) 満18歳以上の女子のうち、労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者については、時間外及び休日労働の制限を廃止するものとする。

2. 女子の深夜業

現在深夜業が認められている満18歳以上の女子のほか、次の各号に該当する満18歳以上の女子について、深夜業を認めるものとする。

- (1) 労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者
- (2) 品質が急速に変化しやすい食料品の製造又は加工の業務等その性質上深夜業が必要とされるものとして命令で定める業務に従事する者（1日の労働時間が、常時、通常の労働者の労働時間に比し、相当程度短いものとして命令で定める時間以内である者に限る。）

(3) 深夜業に従事することを使用者に申し出た者(命令で定める事業に従事する者に限る。)であって、当該申出に基づき、命令で定めるところにより、使用者が行政官庁の承認を受けたもの。

3. 坑内労働の禁止

臨時の必要のため坑内で行われる業務で命令で定めるものに従事する満18歳以上の女子(命令で定める妊産婦を除く。)について、坑内労働を認めるものとする。

4. 妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限

(1) 使用者は、妊娠中の女子及び産後1年を経過しない女子(以下「妊産婦」という。)を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならないものとする。

(2) (1)の業務のうち女子の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務については、妊産婦以外の女子についても就業を制限するものとする。

(3) (1)及び(2)の業務の範囲並びに当該業務に就かせてはならない者の範囲は、命令で定めるものとする。

5. 産前産後休業等

(1) 多胎妊娠の場合の産前休業の期間を10週間とするものとする。

(2) 産後休業の期間を8週間(うち強制6週間)とするものとする。

(3) 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせてはならないものとする。

6. 生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置

使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子が休暇を請求したときは、その者を生理日に就

業させてはならないものとする。

7. 帰郷旅費

満18歳以上の女子については、廃止するものとする。

8. その他

第6章(女子及び年少者)の規定中女子に関する規定を第6章の2(女子)として独立させることその他所要の整備を行うものとする。

第3 附 則

1. 施行期日

この法律は、昭和61年4月1日から施行するものとする。

2. 地方に置かれる審議会の統合

委員会の設置に伴い、都道府県労働局が設置される際に、地方労働基準審議会及び地方職業安定審議会を統合して地方労働審議会とするものとする。

3. 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、健康保険法、労働省設備法その他の法律について所要の改正を行うものとする。

Ⅱ．各種雑誌等における男女の雇用機会均等 問題に関する記事等掲載目録

男女の雇用機会均等問題に対する関心は、婦人少年問題審議会における審議が大詰めの段階となるにしたがって高まり、関連記事等も増加した。この問題については労使のみならず、各界各層で様々な意見がだされている。

そこで、どのような意見が出されているかを把握するための手がかりとして、男女の雇用機会均等問題に関して論じた単行本及び昭和59年1月以降の各種雑誌や新聞における記事等について、以下のとおり、婦人局で把握した限りのものを目録としてまとめた。

1. 単 行 本

書 名	著 者	発 行 所
・男女平等革命、女性に進出する	東京新聞特別取材班編	ダイヤモンド社
・男女雇用平等法とは何か	本 多 淳 亮	ダイヤモンド社
・男女雇用の平等	道 田 信 一 郎	新潮社、新潮選書
・はたらく女性の保護と平等	島 田 信 義	新日本出版社、新日本選書
・女子教育読本 婦人差別撤廃条約を中心に	国民教育研究所編集	労働旬報社
・世界の女たちはいま —各国にみる男女平等の波—	柴 山 恵 美 子 編 著	学陽書房
・変わる女性の世界 —学習、婦人差別撤廃条約—	笠 原 郁 子 編 中 島 通 子	労働教育センター
・雇用の平等と女と男	岩波書店編集部編	岩波書店 岩波ブックレット 1629
・女性が働くとき 保護と平等と	大 羽 綾 子 編 井 上 繁 子	未 来 社
・各国法制にみる職場の男女平等 (新版)	森 山 真 弓	東京布井出版
・女子労働論 —機会の平等から結果の平等へ—	竹 中 恵 美 子 編	有斐閣、有斐閣選書
・男女同権論 女性の視点で考える	菅 隆 明	ミネルヴァ書房
・日本の女子労働 —揺さぶられる経済基盤—	篠 塚 英 子	東洋経済新報社

2. 各 種 雑 誌

(1) 特 集 号

雑 誌 名(出版社名)	記 事 名	筆 者 名
「法学セミナー」増刊 総合特集シリーズ 25 「女性と法」 (日本評論社)	・男女平等への世界的潮流 ・女性差別撤廃条約とその問題点 ・男女平等とは ・家族に関する法体系 ・〈座談会〉 近未来・男と女のかかわり方	水 田 珠 枝 田 畑 茂二郎 金 城 清 子 利 谷 信 義
	・男女雇用平等法 ・労働基準法の再検討 ・変動する社会と家族法 ・離婚法と現代女性 ・戦後教育改革の理念と現実・課題 ・社会保障と女性 ・女性と老人問題 ・女性と性 ・外国における女性と法	鍛 治 千鶴子 鎮 目 恭 夫 山 田 卓 生 淡 谷 まり子 金 城 清 子 中 島 通 子 林 弘 子 久 留 都茂子 人 見 康 子 星 野 安三郎 小 川 政 亮 暉 峻 淑 子 井 田 恵 子 大須賀 明 武 田 万理子 高 島 道 枝 林 瑞 枝 ヤンソン由美子 斎 藤 茂 男
「労働法律旬報」 1984年6月上旬号 「特集 男女雇用平等法を考える」 (労働旬報社)	・国際人権思想と男女雇用平等法 —日本の法案にみる落差— ・男女雇用平等立法要求運動にいま問われているもの ・男女雇用平等「立法論」の軌跡 —「国際婦人年」から10年の立法論議の変遷—	中 山 和 久 柳 井 常 喜 朝 倉 むつ子

雑 誌 名 (出版社名)	記 事 名	著 者 名
「季刊労働法」 132号 “特集 男女雇用機会均等法” (総合労働研究所)	・女性の生理的機能と深夜労働 —医学的にみた深夜労働の母性を与える 悪影響・Q アンド A —	上 畑 鉄之丞
	・男女雇用平等法の背景 ・男女雇用機会均等法の実効性 ・保護規定の論点と法的検討 ・雇用均等法と労働衛生的検討 ・特別アンケート論文 「男女雇用機会均等法案」をめぐって	有 泉 享 奥 山 明 良 中 島 通 子 三 浦 豊 彦 青 野 寛 高 井 伸 夫 長 渕 満 男 浜 田 富士郎 水 原 八 郎 宮 里 邦 男 山 下 幸 司 山 田 省 三 萬 井 隆 令
「ジュリスト」 4619 “男女雇用均等法” (有 斐 閣)	・＜座談会＞均等待遇の法的課題	浅 倉 むつ子 下 井 隆 史 菅 野 和 夫 中 島 通 子 花 見 忠 渡 辺 章 奥 山 明 良 桑 原 靖 夫 金 城 清 子 柴 田 悦 子 横 田 耕 一
	・女子の時間外・休日・深夜労働 ・母性保護規定 ・雇用平等立法の効果と限界 ・男女平等権と日本国憲法 ・「雇用平等法」と女性労働 ・女性差別と憲法	
「日本労働協会雑誌」 11月号 “特集＝雇用機会均等と日本社会” (日本労働協会)	・＜提言＞努力義務をめぐって ・雇用機会均等への労働経済分析 ・雇用機会均等法案の比較法的評価	有 泉 享 佐 野 陽 子 釜 田 泰 介

雑誌名（出版社名）	記事名	著者名
	・日本における女性の労働参加 ・＜座談会＞雇用機会均等法の社会的インパクト	M・プリントン G・ロバーツ D・フット M・コナーズ G・ヒルシャー 諏訪康雄

(2) 特集記事等

雑誌名	発行月日等	題名	筆者
婦人公論	59年2月号	井戸端会議'84 男女「雇用平等法」 ここが論点	渋谷まり子 喜多村 浩 大宅映子
日本労働協会雑誌	2月号	米国の雇用平等政策—歴史と法則—	C・A・ベリントン
日本労働協会雑誌	2月号	イギリスにおける雇用平等への道（上）	高島道枝
	3月号	“ ” （下）	
週刊ダイヤモンド	3月 3日号	「人事部長100人 “本音アンケート” 騒然！ 男女雇用平等法」	—
エコノミスト	3月27日号	「なぜ男女雇用逆転法を主張せぬ」	日下公人
東洋経済	4月 7日号	今週の問題「男女雇用平等法 ドタン 場に来て強まる男社会の抵抗」	7名による覆面 座談会
エコノミスト	4月17日号	＜座談会＞「女性雇用」をいかに定着 させるか	隅谷三喜男 井戸和男 河野忠義
中央公論	5月号	「男女雇用平等法」は文化の生態系を 破壊する	長谷川三千子
諸君	5月号	「男女雇用平等法」は日本を潰す	屋山太郎
“ ”	6月号	屋山本郎氏への手紙	森山真弓
経済評論別冊 労働年鑑'84	6月20日発行	真の男女雇用平等法を求めて	中島通子
諸君	7月号	激突対談「男女雇用均等法」は日本を 潰す!?	森山真弓 長谷川三千子
エコノミスト	7月3日号	＜座談会＞企業の明日を問う女性雇用 —採用、訓練、活用策の現実と課題—	隅谷三喜男 渡辺和郎 中山恒夫 位田尚隆

雑誌名	発行月日	題 名	筆 者
中央公論	8月号	反対論者へ“法の常識”教えます	花 見 忠
”	”	女が職業をもっても日本文化は壊れない	佐 藤 欣 子
エコノミスト	8月4.21日 合併号	目立つ議論のすれ違い	西 川 俊 作
日本労働協会雑誌	9月号	雇用の延長と女性の就業	福 武 直
中央公論	10月号	「男女雇用機会均等法」を考へぬけば	長谷川 三千子
エコノミスト	10月2日号	＜座談会＞働く女性にとって「平等」とは	隅 谷 三喜男 渡 辺 道 子 橋 本 宏 子 角 田 拓 子
中央公論	11月号	固定的性別分業こそ文化の生態系を破壊する	富士谷 あつ子

3. 各種世論調査

実施機関	実施月日	備 考
日本世論調査所	3.10～11	共同通信者が委託
読売新聞	4.21～22	読売新聞全国世論調査
リクルートセンター	5.19～6.3	「男女雇用機会均等法に関する働く女性の意識」

4 新聞（朝日、毎日、読売、サンケイ、日経の中央5大紙から）

(1) シリーズ

新聞社名	月 日	タ イ ト ル
読 売	3. 6～3.11	職場の女性たち 雇用平等法試案を巡って Ⅻ1～Ⅻ6
日 経	4.20～4.27	男女平等 変わる職場 Ⅻ1～Ⅻ7
朝 日	7. 5～7.22	男 と 女 雇用均等法 Ⅻ1～Ⅻ14
	9.11～10.1	男女雇用均等法 Ⅻ1～Ⅻ14

(2) 社 説

新 聞 社 名	月 日	タ イ ト ル
サ ン ケ イ	1 . 1 1	男女平等と役割の調和を
毎 日	2 . 1 2	差別の撤廃に真の情熱を
朝 日	2 . 2 2	雇用平等の公益試案の問題点
東 京	"	「男女雇用平等」の理念と運用
読 売	"	現実的な雇用平等法の試案
日 経	"	同じ土俵で競い合える男女平等法を
サ ン ケ イ	"	男女雇用平等法「公益案」は妥当な線
毎 日	2 . 2 3	平等法公益試案への危機
朝 日	3 . 1 4	男女の雇用平等を考える
読 売	3 . 2 7	「雇用平等法」は作った方がいい
朝 日	3 . 2 8	男女の雇用平等をめざす一步を
毎 日	"	希望与える雇用平等法を
日 経	"	国民が合意する雇用平等法を目指せ
サ ン ケ イ	"	“男女平等”に男も参加を
東 京	"	「雇用平等法」に望むこと
朝 日	4 . 2 0	もう少し理想に近い平等法に
毎 日	"	ひ弱な花、雇用均等法案
読 売	4 . 2 1	男女雇用平等法は現実的、着実に
サ ン ケ イ	"	男女平等大きく育てるには
日 経	4 . 2 2	十分に審議したい男女雇用均等法案
読 売	5 . 1 1	「均等法」まずスタートさせよう
朝 日	5 . 1 2	均等法の審議は拙速を避けて
毎 日	6 . 2 7	均等法審議に注ぐ女の日
毎 日	7 . 3 0	あすからの均等法審議
朝 日	7 . 3 1	男女の平等をめざす視点
読 売	8 . 1 4	企業は均等法に前向き対応を
日 経	8 . 1 7	雇用均等法審議へ準備をしておこう

③ その他の社説以外の記事

新聞社名	月 日	タ イ ト ル	執 筆 者 等
日 経 (夕 刊)	3 . 1	< 十字路 > 男女雇用平等法	日興リサーチセンター 経営調査部長 徳増徳洪
読 売	3 . 1 4	< 論点 > 今こそ男女雇用平等法を	金 森 ト シ エ
朝 日	4 . 1 0	< 討論のひろば > 人間らしさ問う男女の雇用平等	喜多村浩、白井晋太郎 山野和子、坂本福子、 佐原美子 (座談会)
毎 日	4 . 2 0	働く女性の期待裏切る「雇用均等法案」の要綱	安 東 美 佐 子
読 売	5 . 1 1	< 解説のページ > 雇用均等法、論議深めて 省令、指針に運用の余地	山 崎 彪
朝 日	7 . 3	男女雇用平等法案「立場」と「思惑」と	窪 田 悦 郎
日 経	7 . 2 1	< 経済教室 > 米国女性から見た男女雇用均等法案 制裁規定設けてこそ有効	メリー・ブリントン (米ワシントン大学大学院、 慶応大訪問研究員)
読 売	7 . 2 3	男女雇用均等法案の行方	山 崎 彪
毎 日	7 . 2 7	< 記者の目 > 男女雇用機会均等法継続審議 じつくりと	増 田 れ い 子
読 売	7 . 2 7	< 解説のページ > 次善でも早期施行願う男女雇用均等法案	深 尾 凱 子
日 経	7 . 2 9	< 中外時報 > 女性の活力生かす時代 男女雇用均等法案、成立早く	神 末 佳 明
日 経	7 . 2 9	< 経済論壇から > 佐藤論文 幸福な主婦像 喪失つく	香 西 泰
東 京	7 . 3 0	なぜ低い女子大生の関心 「雇用均等法案」の国会審議を聞いて	———
日 経 (夕 刊)	8 . 3 1	男女雇用平等法案 経営側 先取りに知恵絞る	———
日 経	9 . 2 4	男女平等、欧米も試行錯誤	———
日 経	1 0 . 4	混沌深める男女雇用平等問題 差別撤廃こそ 大前提	高 梨 昌
朝 日	1 0 . 3 0	< 論壇時評 > 社会をゆさぶる女性 雇用均等法案などをめぐって 働き、生きる意味を問う	山 本 満

Ⅲ 婦人の公職参加状況調べ

1. 国レベルにおける婦人の状況

(1) 大臣、政務次官（59.1.1.2現在）

① 大臣

環境庁長官 石本 茂

② 政務次官

外務政務次官 森山 真弓

(2) 国会における婦人議員数

区 分	国会議員数			衆議院議員			参議院議員		
	総数	婦人議員数	婦人割合	総数	婦人議員数	婦人割合	総数	婦人議員数	婦人割合
昭和50年10月	726人	25人	3.4%	475人	7人	1.5%	251人	18人	7.2%
55年7月	762	26	3.4	511	9	1.8	251	17	6.8
58年12月	759	26	3.4	511	8	1.6	248	18	7.3
59年9月	757	27	3.6	508	8	1.6	249	19	7.6

衆議院・参議院各事務局調べ

(3) 国会における役職（59.1.2.4現在）

衆議院物価問題等に関する特別委員会委員長 金子 みつ

参議院環境特別委員会委員長 柏谷 照美

(4) 審議会等における婦人の選任状況

① 概 況

区 分	審議会総数	うち女子を含む審議会数	女子を含む審議会の比率	委員数	うち女子	女子の比率
50年1月1日	237	73	30.8%	5,436人	133人	2.4%
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1
59年6月1日	国 495	278	56.2	9,197	492	5.3
	中 央 204	112	54.9	4,642	242	5.2
	地方支分部局等 291	166	57.0	4,555	250	5.5

注1. 国家行政組織法第8条に基づく審議会等を対象に、中央は総理府が、地方支分部局等は労働省が調査した。

2. 調査時点において、活動を停止したり、又は任命手続中の審議会等は、この統計表には含まれていない。

3. 50年、55年は、中央のみの数字である。

4. 地方支分部局等の「等」とは、「地方職業安定審議会」及び「地区職業安定審議会」をいう。

② 地方支分部局等に設置されている審議会等

省 庁 名	審 議 会 名	審議会数	うち女子を含む 審議会数	委員数	うち女子
防 衛 施 設 庁	防衛施設地方審議会	9	0	人 118	人 0
沖 縄 開 発 庁	国有財産地方審議会	1	0	20	0
〃	地方鉱業協議会	1	0	12	0
〃	地方ガス事業調整協議会	1	1	7	2
〃	地方陸上交通審議会	1	0	9	0
〃	沖縄位置境界明確化審議会	1	0	8	0
法 務 省	保護司選考会	50	18	543	20
大 蔵 省	国有財産地方審議会	10	9	225	10
〃	旧軍港国有財産処理審議会	1	0	16	0
国 税 庁	地方酒類審議会	11	7	139	9
〃	土地評価審議会	12	3	213	3
林 野 庁	国有林野管理審議会	10	4	196	4
通 商 産 業 省	地方鉱業協議会	7	0	99	0
〃	地方ガス事業調整協議会	8	7	56	12
〃	地方鉱山保安協議会	7	0	162	0
運 輸 省	地方陸上交通審議会	9	8	81	8
労 働 省	地方労働基準審議会	47	46	1,074	111
〃	地方最低賃金審議会	47	6	720	5
〃	地方家内労働審議会	6	5	90	13
〃	地方職業安定審議会	45	45	657	46
〃	地区職業安定審議会	7	7	110	7
合 計		291	166	4,555	250

注 59年6月1日現在（労働省調べ）

(5) 国家公務員の採用状況

① 国家公務員採用試験区分別採用等の状況

区 分		昭和50年度			昭和55年度			昭和58年度		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
上級 (甲)	申込者	人 37,825	人 36,000	人 1,825	人 45,131	人 42,395	人 2,736	人 34,854	人 32,018	人 2,836
	合格者(A)	1,206	1,172	34	1,254	1,214	40	1,478	1,405	73
	採用者(B)	678	663	15	701	673	28	654	620	34
	(B)/(A)%	56.2	56.6	44.1	55.9	55.4	70.0	44.2	44.1	46.6
上級 (乙)	申込者	4,392	3,997	395	4,169	3,791	378	4,321	3,875	446
	合格者(A)	99	88	11	90	79	11	90	71	19
	採用者(B)	57	54	3	46	40	6	48	42	6
	(B)/(A)%	57.6	61.4	27.3	51.1	50.6	54.5	53.3	59.2	31.6
中級	申込者	47,016	37,538	9,478	80,831	66,417	14,414	67,889	53,281	14,608
	合格者(A)	1,622	1,410	212	3,267	2,950	317	3,885	3,372	513
	採用者(B)	869	776	93	1,613	1,461	152	1,737	1,533	204
	(B)/(A)%	53.6	55.0	43.9	49.4	49.5	47.9	44.7	45.5	39.8
初級	申込者	147,493	83,798	63,695	151,564	95,287	56,277	148,735	88,582	60,153
	合格者(A)	17,872	12,310	5,562	19,035	13,500	5,535	16,694	12,098	4,596
	採用者(B)	6,811	5,054	1,757	10,648	8,095	2,553	8,870	7,031	1,839
	(B)/(A)%	38.1	41.1	31.6	55.9	60.0	46.1	53.1	58.1	40.0

注 採用者については次のとおりとする。

(人事院任用局調べ)

上級... { 50年度・55年度は採用候補者
名簿の失効時の状況
(甲) { 58年度は59.4.1現在の状況

中級... { 50年度・55年度は採用候補者
名簿の失効時の状況
{ 58年度は59.4.30現在の状況

上級... { 50年度・55年度は採用候補者
名簿の失効時の状況
(乙) { 58年度は59.4.1現在の状況

初級... { 50年度・55年度は採用候補者
名簿の失効時の状況
{ 58年度は59.4.30現在の状況

② 司法試験申込者・合格者数

区 分	53年度			55年度			58年度		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
申込者(A)	人 29,390	人 27,673	人 1,717 (58)	人 28,656	人 26,904	人 1,752 (61)	人 25,138	人 23,263	人 1,875 (75)
合格者(B)	485	453	32 (6.6)	486	437	47 (10.1)	448	404	44 (9.8)
(B)/(A)%	1.7	1.6	1.9	1.7	1.6	1.6	2.8	1.7	2.3

注 1. 第二次試験の申込者・合格者数である。

(法務省調べ)

2. ()の数字は総数に対する女子の比率である。

(6) 国家公務員の在職状況

① 国家公務員等級別在職者数(行政職(一))

(人)

等級別 男女別		計	1	2	3	4	5	6	7	8
50 年 度	計	245,577 (1000) (1000)	1,146 (1000) (05)	4,521 (1000) (18)	11,468 (1000) (47)	33,560 (100.0) (137)	80,631 (1000) (328)	54,972 (1000) (224)	35,122 (100.0) (143)	24,157 (1000) (98)
	女 子	34,517 (141) (1000)	1 (01) (00)	18 (04) (01)	78 (07) (02)	457 (14) (13)	6,932 (86) (201)	15,038 (274) (436)	6,979 (19.9) (202)	5,014 (20.8) (145)
	男 子	211,060 (859) (1000)	1,145 (999) (05)	4,503 (996) (21)	11,390 (993) (54)	33,103 (986) (157)	73,699 (914) (349)	39,934 (726) (189)	28,143 (801) (133)	19,143 (792) (91)
55 年 度	計	247,100 (1000) (1000)	1,418 (1000) (06)	5,041 (1000) (20)	15,959 (1000) (65)	45,456 (1000) (184)	78,550 (1000) (318)	51,805 (1000) (210)	27,133 (1000) (110)	21,738 (1000) (88)
	女 子	34,825 (141) (1000)	6 (04) (00)	33 (07) (01)	167 (10) (05)	1,240 (27) (36)	10,857 (138) (312)	13,671 (264) (393)	4,973 (183) (143)	3,878 (178) (111)
	男 子	212,275 (859) (1000)	1,412 (996) (07)	5,008 (993) (24)	15,792 (990) (74)	44,216 (973) (208)	67,693 (862) (319)	38,134 (736) (180)	23,160 (817) (104)	17,900 (823) (84)
57 年 度	計	245,889 (1000) (1000)	1,447 (1000) (06)	5,180 (1000) (21)	17,024 (1000) (69)	48,674 (1000) (198)	76,641 (1000) (312)	48,402 (1000) (197)	25,877 (1000) (105)	22,644 (1000) (92)
	女 子	34,743 (141) (1000)	8 (06) (00)	32 (06) (01)	190 (11) (05)	1,726 (35) (50)	11,695 (153) (337)	12,634 (261) (364)	4,482 (173) (129)	3,976 (176) (114)
	男 子	211,146 (859) (1000)	1,439 (994) (07)	5,148 (994) (24)	16,834 (989) (80)	46,948 (965) (222)	64,946 (847) (308)	35,768 (739) (169)	21,395 (827) (101)	18,668 (824) (88)

(人事院「国家公務員任用状況調査報告」)

注 1. ()は構成比(上段は男女別、下段は等級別)である。

2. 各年度末現在の数字である。

② 裁判官数

区 分	総 数			判 事			判 事 補		
	計	女子	女子の比率	計	女子	女子の比率	計	女子	女子の比率
52年4月	人 2,703	人 58	% 2.1	人 2,102	人 31	% 1.5	人 601	人 27	% 4.5
55年6月	2,747	76	2.8	2,134	43	2.0	613	33	5.4
59年6月	2,783	85	3.1	2,174	47	2.2	609	38	6.2

(最高裁判所調べ)

(参考) 1. 女性が所長である裁判所(昭和59年6月1日現在)は、次のとおりである。

千葉家庭裁判所長 野田 愛子
徳島地方・家庭裁判所長 寺澤 光子

③ 検察官数

区 分	総 数			一 級			二 級					
				検 事			検 事			副 検 事		
	総数	女子	女子の比率	総数	女子	女子の比率	総数	女子	女子の比率	総数	女子	女子の比率
52年3月31日	人 2,103	人 22	% 1.0	人 521	人 2	% 0.4	人 693	人 19	% 2.7	人 889	人 1	% 0.1
55年3月31日	2,129	25	1.2	537	5	0.9	701	19	2.7	891	1	0.1
59年3月31日	2,992	27	1.3	537	3	0.6	686	23	3.4	870	1	0.1

(法務省調べ)

(7) 国・公立学校の教員数及び登用状況

① 小学校、中学校、高等学校の教員数及び校長、教頭の数

区 分		小 学 校		中 学 校		高 等 学 校	
教員総数	計	465,878 人		271,239 人		200,946 人	
	男子	204,958		180,380		166,976	
	女子	260,920		90,859		33,970	
	女子の比率	56.0 %		33.5 %		16.9 %	
	55年の比率	56.6		31.9		15.9	
	50年の比率	54.7		29.1		14.6	
校長	計	23,648		9,964		3,920	
	男子	23,152		9,938		3,911	
	女子	496		26		9	
	女子の比率	2.1		0.3		0.2	
	55年の比率	1.9		0.1		0.2	
	50年の比率	1.4		0.1		0.2	
教頭	計	24,314		10,850		5,418	
	男子	23,401		10,779		5,397	
	女子	913		71		21	
	女子の比率	3.8		0.7		0.4	
	55年の比率	3.3		0.4		0.2	
	50年の比率	3.0		0.3		0.2	

59.5.1現在 文部省「学校基本調査」

② 大学、短期大学、高等専門学校の教員数及び学長、副学長、教授、助教授の数

区 分		大 学	短 大	高 専
学 校 数		1 2 9	8 8	5 8
教員総数	計	57,227	2,935	3,586
	男 子	53,960	1,943	3,556
	女 子	3,267	992	30
	女子の比率	5.7	33.8	0.8
	55年の比率	5.6	28.8	0.9
	50年の比率	5.7	25.5	1.0
学 長	計	128	47	58
	男 子	128	47	58
	女 子	0	0	0
	女子の比率	0	0	0
	55年の比率	0	0	0
	50年の比率	0	0	0
副学長	計	41	3	
	男 子	41	3	
	女 子	0	0	
	女子の比率	0	0	
	55年の比率	0	0	
	50年の比率	0	0	
教 授	計	16,498	936	1,239
	男 子	16,161	799	1,235
	女 子	337	137	4
	女子の比率	2.0	14.6	0.2
	55年の比率	1.8	12.1	0.4
	50年の比率	1.7	11.9	0.2
助教授	計	15,074	916	1,414
	男 子	14,421	640	1,410
	女 子	653	276	4
	女子の比率	4.3	30.1	0.3
	55年の比率	3.8	27.6	0.1
	50年の比率	3.4	20.1	0.2

5 9.5.1 現在 文部省「学校基本調査」

2. 都道府県、指定都市等における婦人の状況

婦人局では、例年、「婦人の政策決定参加を促進する特別活動」の一環として、「婦人の公職参加状況調べ」を実施しているが、次のとおり59年6月1日現在における婦人の公職参加状況を取りまとめたものである。

(1) 地方議会における婦人議員

区 分	59 年			55 年の	50 年の
	総 数	うち女子	女子の比率	女子の比率	女子の比率
	人	人	%	%	%
地方議会議員	70,132	1,052	1.5	1.1	0.9
都道府県議会議員	2,878	36	1.3	1.2	1.1
市 議 会 議 員	20,006	583	2.9	2.1	1.8
町 村 議 会 議 員	46,175	353	0.8	0.6	0.5
特別区議会議員	1,073	80	9.5	6.7	6.6

注 50年の比率については50年12月31日現在、55年については、55年6月1日現在である。

(2) 地方議会における婦人議長等

- ① 東京都府中市議会議員 石 井 文
大阪府枚方市議会議員 牧 田 フヤ子
- ② 東京都小金井市議会副議長 若 木 稜 江
" 多摩市 " " 横 田 勝 子
山口県議会厚生委員長 三 井 十三子
愛媛県西条市議会教育消防委員会委員長 菅 野 仁 美

(3) 地方公共団体の婦人の長

- 福島県東白川郡棚倉町長 藤 田 満寿恵
岐阜県木曽郡穂積町長 松 野 友

(4) 審議会等における婦人の選任状況（法律により設置されているもの — 地方自治法第202条の3別表第7参照）

名 称		59 年						55 年の
		審 議 会 数	うち女子を含む審議会数	女子を含む審議会の比率	委員数	うち女子	女子の比率	の比率 (55.6.1)
				%	人	人	%	%
都道府県	都道府県防災会議	47	1	2.1	2,539	1	0.0	—
	都道府県交通安全対策会議	47	2	4.3	1,204	5	0.4	—
	都道府県自然環境保全審議会	46	35	76.1	1,314	70	5.3	3.3
	都道府県公害対策審議会	47	40	85.1	1,308	63	4.8	3.2
	都道府県水質審議会	46	25	54.3	877	35	4.0	2.2

名 称		5 9 年						5 5 年 の女子 の比率 (55.6.1)
		審 議 会 数	うち女 子比率 %	女子を 含む比率 %	委員数	う ち 女 子	女子の 比 率 %	
都	温 泉 審 議 会	47	8	17.0	615	10	1.6	1.1
	保 健 所 運 営 協 議 会	46	46	100.0	11994	1,485	12.4	11.5
	都道府県優生保護審議会	46	37	80.4	420	57	13.6	10.0
	地 方 精 神 衛 生 審 査 会	44	15	34.1	377	21	5.6	3.4
	精 神 衛 生 診 査 協 議 会	47	3	6.4	233	3	1.3	2.1
	結 核 診 査 協 議 会	47	43	91.5	3165	139	4.4	3.6
	都道府県環境衛生適正化審議会	36	36	100.0	509	93	18.3	17.1
	医 療 機 関 整 備 審 議 会	47	31	66.0	846	46	5.4	4.4
	公的医療機関運営審議会	14	8	57.1	264	13	4.9	4.4
	あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会	29	1	3.4	305	1	0.3	0.3
道	あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験委員	42	11	26.2	527	21	4.0	—
	歯 科 技 工 士 試 験 委 員	26	3	11.5	247	3	1.2	—
	准 看 護 婦 試 験 委 員	46	46	100.0	638	241	37.8	—
	麻 薬 中 毒 審 査 会	42	4	9.5	215	4	1.9	—
	民 生 委 員 審 査 会	47	46	97.9	444	93	20.9	17.7
	地 方 社 会 福 祉 審 議 会	46	46	100.0	1,074	134	12.5	10.0
	児 童 福 祉 審 議 会	47	47	100.0	909	225	24.8	21.7
	地方心身障害者対策協議会	44	15	34.1	701	22	3.1	2.1
	保 母 試 験 委 員	46	44	75.7	449	142	31.6	—
	地方社会保険医療協議会	47	5	10.6	937	5	0.5	0.4
府	国 民 健 康 保 険 審 査 会	47	10	21.3	422	10	2.4	—
	都道府県職業訓練審議会	47	33	70.2	678	45	6.6	2.4
	都道府県農業共済保険審査会	43	1	2.3	394	1	0.3	0
	都 道 府 県 開 拓 審 議 会	39	0	0	525	0	0	—
	都 道 府 県 森 林 審 議 会	46	9	19.6	656	11	1.7	0.6
	電 気 工 事 士 試 験 委 員	28	0	0	300	0	0	—
	都道府県地代家賃審査会	1	0	0	3	0	0	0
	都道府県建設工事紛争審査会	47	8	17.0	607	11	1.8	—
	都 道 府 県 水 防 協 議 会	47	0	0	718	0	0	0
	都 道 府 県 建 築 審 査 会	47	3	6.4	301	3	1.0	0.3
県	都 道 府 県 建 築 士 審 査 会	47	5	10.6	425	6	1.4	—

名 称		59 年						55年の女子の比率 (55.6.1)
		審 議 会 数	うち女 子を含む 審議会数	女子を 含む審 議会の 比率	委員数	う ち 女 子	女子の 比 率	
都 道 府 県	都市計画地方審議会	47	9	19.1%	1,187	7	0.8%	0.3
	開発審査会	47	2	4.3	328	2	0.6	—
	私立学校審議会	47	34	72.3	623	50	8.0	7.0
	公害被害者認定審査会	9	1	11.1	114	3	2.6	—
	新産業都市建設協議会	14	4	28.6	715	5	0.7	—
	漁協管理会	32	1	3.1	1,313	2	0.2	—
	地方港湾審議会	37	2	5.4	1,220	2	0.2	—
	土地区画整理審議会	12	1	8.3	530	1	0.2	—
	教科用図書選定審議会	44	35	79.5	843	72	8.5	5.9
	地方産業教育審議会	42	23	54.8	621	34	5.5	3.9
	スポーツ振興審議会	46	42	91.3	809	76	9.4	8.1
	国土利用計画地方審議会	47	31	66.0	1,138	47	4.1	1.6
	土地利用審査会	47	5	10.6	329	5	1.5	—
	石油コンビナート等防災本部	33	0	0	1,174	0	0	—
小 計		2,012	857	42.6	48,094	3,327	6.9	7.0
指 定 都 市	市 防 災 会 議	10	1	10.0	546	4	0.7	—
	民生委員推薦会	10	10	100.0	139	22	15.8	—
	公害健康被害認定審査会	6	2	33.3	99	4	4.0	—
	地方社会福祉審議会	10	10	100.0	249	34	13.7	7.5
	地方心身障害者対策協議会	9	3	33.3	183	5	2.7	4.9
	保健所運営協議会	10	10	100.0	2,458	313	12.7	11.0
	結核診査協議会	10	8	80.0	567	42	7.4	5.0
	国民健康保険運営協議会	10	9	90.0	204	24	11.8	11.3
	損害評価会	7	0	0	232	0	0	—
	漁港管理会	2	0	0	42	0	0	—
	地方港湾審議会	7	3	42.9	247	5	2.0	—
	水防協議会	5	1	20.0	139	4	2.9	—
	土地区画整理審議会	9	1	11.1	551	1	0.2	—
	建築審査会	10	3	30.0	68	3	4.4	—
小 計		115	61	53.0	5,724	461	8.1	9.8
合 計		2,127	918	43.2	53,818	3,788	7.0	7.3

注 審議会の数については、各都道府県、各指定都市を単位とする。

(5) 委員会及び委員における婦人の選任状況（法律により設置されているもの — 地方自治法第180条の5参照）

区分	名 称	5 9 年			5 5 年の比率 (5 5.6.1)
		委員数	うち女子	女子の比率	
都 道 府 県	教 育 委 員 会	2 3 4 人	3 2 人	1 3.7 %	※ 9.6 %
	選 挙 管 理 委 員 会	1 8 7	1 5	8.0	※ 6.4
	人 事 委 員 会	1 4 0	2	1.4	※ 1.1
	監 査 委 員	1 8 8	1	0.5	※ 0.4
	公 安 委 員 会	1 7 0	3	1.8	0
	地 方 労 働 委 員 会	7 9 1	2	0.3	0.1
	収 用 委 員 会	3 4 7	3	0.9	0
	海区漁業調整委員会	9 1 3	0	0	0
	内水面漁場管理委員会	4 6 3	3	0.6	0
	小 計	3,433	61	1.8	1.4
指 定 都 市	教 育 委 員 会	4 9	7	1 4.3	
	選 挙 管 理 委 員 会	4 0	2	5.0	
	人 事 委 員 会	3 0	3	1 0.0	
	監 査 委 員	4 0	1	2.5	
	農 業 委 員 会	9 5 7	2	0.2	
	固定資産評価審査委員会	1 0 2	3	2.9	
	小 計	1,218	18	1.5	
合 計		4,651	79	1.7	

注 ※印については指定都市を含む

(6) 法律に基づいて配置されている委員、相談員における婦人の選任状況

省庁名	委員名	調査時点	総数	うち女子	女子の比率	55年の比率	50年の比率
最高裁判所	民事調停委員	58.10.1	人 9,117	人 1,210	% 13.3	—	13.1
	家事調停委員	"	9,771	3,839	39.3	39.4	40.3
	司法委員	59.2.1	4,775	430	9.0	—	7.2
	参与員	"	6,216	2,309	37.1	31.1	34.9
行政管理庁	行政相談委員	59.10.1	4,586	400	8.7	7.6	7.7
法務省	人権擁護委員	59.9.1	11,435	1,560	13.6	11.1	11.7
	保護司	59.1.1	47,773	9,398	19.7	20.9	18.8
文部省	社会教育委員	59.6.1	878	134	15.3	12.0	*13.9
厚生省	民生委員・児童委員	59.6.1	155,220	61,272	37.5	34.5	36.7
	婦人相談員	"	327	287	87.8	86.3	*89.8
	身体障害者相談員	"	8,439	513	6.1	—	*4.2
	戦傷病者相談員	"	1,019	11	1.1	0.3	*1.7
	母子相談員	"	909	894	78.4	99.7	*98.0

注1. 最高裁判所、行政管理庁及び法務省の所管のものについては、当該省庁調べによる。

2. *印については指定都市を含む。

(7) 女子公務員の採用状況

① 都道府県（一般行政職）における採用試験の合格者、採用者

区 分		59 年				55年の比率 (55.6.1)
		計	男 子	女 子	女子の比率	
上(大学級卒)	合格者	人 3,593	人 3,283	人 310	% 8.6	% 4.7
	採用者	2,933 (2,903)	(2,651)	(252)	(8.7)	4.1
中(短大級卒)	合格者	778	609	169	21.7	15.5
	採用者	452	330	122	27.0	14.6
初(高校級卒)	合格者	3,445	2,134	131	38.1	35.3
	採用者	2,235 (2,197)	(1,355)	(842)	(38.3)	33.7

注1. ()内は男女の区分不明の県を除いたものである。

2. 中級については、該当22都道府県を集計したものである。

3. 55年の採用者比率については、東京の数を除く。

② 指定都市（一般行政職）における採用試験の合格者、採用者

区 分		計	男 子	女 子	女子の比率	55年の比率 (55.6.1)
		人	人	人	%	%
上(大学級卒)	合格者	961 (889)	(758)	(131)	(13.6)	6.7
	採用者	845	723	122	14.4	8.1
中(短大級)	合格者	392	142	250	63.8	44.9
	採用者	323	106	217	67.2	46.2
初(高校級卒)	合格者	931 (622)	(362)	(260)	(41.8)	41.9
	採用者	699	425	274	39.2	41.0

注1. ()内は、男女の区別不明の市を除いたものである。

2. 中級については、該当8市を、初級については該当9市を集計したものである。

3. 55年の比率については、大阪を除く。

(8) 女子公務員の在職、登用状況

① 58年度公務員の職員別、男女別職員数

区 分	計	男 子	女 子
全 職 員	3,228,484 人	2,139,187 人	1,089,297 人 (33.7) %
一 般 職 員	2,004,116	1,343,683	660,433 (33.0)
一 般 行 政 職	1,052,815	729,711	323,104 (30.7)
税 務 職	85,054	70,514	14,540 (17.1)
研 究 職	17,110	16,080	1,030 (6.0)
医師・歯科医師 職	16,315	14,895	1,420 (8.7)
薬剤師・医療技術職	47,228	23,961	23,267 (49.3)
看護・保健 職	112,613	2,034	110,579 (98.2)
教 育 公 務 員	998,781	580,589	418,192 (41.9)
警 察 官	215,138	211,320	3,818 (1.8)

(58.4.1在現 自治省「昭和58年地方公務員給与の実態」)

注1. 職種の内訳は抜粋である。

2. ()の数字は総数に対する女子の比率である。

② 女子公務員の登用状況

ア 都道府県における管理職（本庁の課長相当職以上）の数

区 分		5 9 年				5 5 年の比率 (5 5.6.1)
		総 数	男 子	女 子	女子の比率	
本 庁	計	1 3,5 8 1	1 3,4 8 1	1 0 0	0.7	—
	知 事 部 局	9,2 3 5	9,1 4 6	8 9	1.0	0.7
	教 育 委 員 会	1,0 6 8	1,0 6 5	3	0.3	—
	そ の 他	3,2 7 8	3,2 7 0	8	0.2	—
支地方 庁事務 所及び 支所	計	2 9,4 0 1	2 8,7 1 8	6 8 3	2.3	—
	知 事 部 局	1 3,3 3 4	1 2,8 3 6	4 9 8	3.7	3.2
	教 育 委 員 会	1 6,0 6 7	1 5,8 8 2	1 8 5	1.2	—

注 1. 本庁の「その他」については、議会事務局、各種行政委員会並びに警視庁又は道府県警察本部等であり、知事部局及び教委委員会を除くすべてを含む。

2. 支庁及び地方事務所の「教育委員会」については、県により、学校長、教頭を管理職に含めるかどうかについて取扱いが一律ではない。

イ 指定都市における管理職（本庁の課長相当職以上）の数

区 分		5 9 年				5 5 年の比率 (5 5.6.1)
		総 数	男 子	女 子	女子の比率	
本 庁	計	4,7 7 8 人	4,7 4 2 人	3 6 人	0.8 %	—
	市 長 部 局	3,4 1 3	3,3 8 3	3 0	0.9	0.9
	教 育 委 員 会	3 6 8	3 6 2	6	1.6	—
	そ の 他	9 9 7	9 9 7	0	0	—
支出 庁及び 出張所	計	5,2 6 7	5,0 0 2	2 6 5	5.0	—
	市 長 部 局	3,6 0 2	3,4 2 8	1 7 4	4.8	4.0
	教 育 委 員 会	1,6 6 5	1,5 7 4	9 1	5.5	—

注 1. 本庁の「その他」については、議会事務局、各種行政委員会、市警察本部及び消防本部等で、市長部局及び教育委員会を除くすべてを含む。

2. 支庁及び出張所の「教育委員会」については、市により、学校長、教頭を管理職に含めるかどうかについて、取扱いが一律ではない。

IV 各種調査、白書等にみる婦人の概況

以下は、59年1月以降に発表となった各種調査、白書等のうちから、婦人に関するものについて、婦人局においてそのあらましをまとめたものである。詳細については、それぞれ直接本報告によらねたい。

なお、婦人局で作成した「婦人労働の実情」（いわゆる婦人労働白書）については、要約、本報告等の資料を別途参照されたい。

1. 婦人の就業に関する世論調査（総理府広報室 昭和59年3月）

本調査は、近年、女性の有職者は増加の傾向にあり、高学歴化、社会参加意欲の増大等に伴い、今後とも就業意欲は更に高まることが予測される。そこで、女性のライフ・サイクルを踏まえた就業のあり方、家庭における責任、再就職等についての意識を調査し、今後の施策の参考に資することを目的として、昭和58年10月、全国20歳以上60歳未満の女性3,000人を対象に実施したものである（有効回収 2,418人）。

(1) 就業状況

① 職業の有無

	該当者数	有 職	無 職	計
	人	%	%	%
総 数	2,418	59	41	100

② これまでの仕事の仕方（有職者のみ）

	該当者数	現在まで家庭に入ること 就職（業）してから現 （転職を含む）	一時期仕事をやめ家 庭に入っているが、再び働 いている	過去に就職（業）せず に家庭に入っているが、現 在は働いている	その他	計
	人	%	%	%	%	%
総 数 〔年 齢〕	1,438	38	45	14	3	100
20 ～ 29歳	206	77	19	1	3	100
30 ～ 39歳	455	32	54	12	2	100
40 ～ 49歳	498	28	50	17	5	100
50 ～ 59歳	279	35	41	20	4	100

③ 働いている理由（有職者のみ）

（複数回答）

	該 当 者 数	生計を維持するため	家計費の足しにする	将来に備えて貯蓄する	お金を得るため 自分で自由に使える	資格を生かすため・ 自分の能力・技能・	視野を広めたり、友 人を得るため	仕事をすることが好 きだから	時間的に余裕がある	家業であるから	再就職がしやすいから 今と同程度の条件で いったん退職すると	その他の	特別な理由はない	計
総 数 〔年 齢〕	人 1,438	% 34	% 38	% 25	% 28	% 14	% 14	% 19	% 16	% 25	% 3	% 1	% 2	% 219
20 ～ 29歳	206	25	21	43	47	33	30	22	10	9	8	2	2	252
30 ～ 39歳	455	32	44	24	27	15	13	17	19	23	3	1	2	220
40 ～ 49歳	498	36	41	21	27	10	11	18	17	27	3	0	2	213
50 ～ 59歳	279	38	35	22	17	7	8	23	13	37	2	0	2	204

(2) 女性の就業のあり方等に対する意識

① 現在の女性は働きやすい状況にあるか

	該 当 者 数	働きやすい状況に あると思う			働きやすい状況に あるとは思わない			一わ 概に 言え ない 。	計
		たいへん 働きやす い状況に あると思 う	ある程度 働きやす い状況に あると思 う		あまり働 きやすい 状況にあ ると思 わない	働きやす い状況に あると思 わない			
総 数	人 2,418	% 48	% 5	% 43	% 40	% 30	% 10	% 12	% 100
〔職業の有無〕									
有 職 者	1,438	55	6	49	35	27	8	10	100
無 職 者	980	38	4	34	47	34	13	15	100

② 女性の就業のあり方で望ましい形態

	該 当 者 数	就 職 (業) し、 長 く 働 く	就 職 (業) し、 一 時 結 婚 や 出 産 な ど で も、 再 び 結 婚 や 出 産 な ど を 契 機 と し て 家 庭 に 入 る	就 職 (業) し、 結 婚 や 出 産 な ど を 契 機 と し て 家 庭 に 入 る	就 職 (業) し な い	そ の 他	わ か ら な い	計
総 数 〔職 業 の 有 無〕	人 2,418	% 17	% 55	% 19	% 2	% 1	% 6	% 100
有 職 者	1,438	20	59	14	1	1	5	100
無 職 者	980	12	50	28	3	0	7	100

③ 長く働き続ける場合の困難や障害

(複数回答)

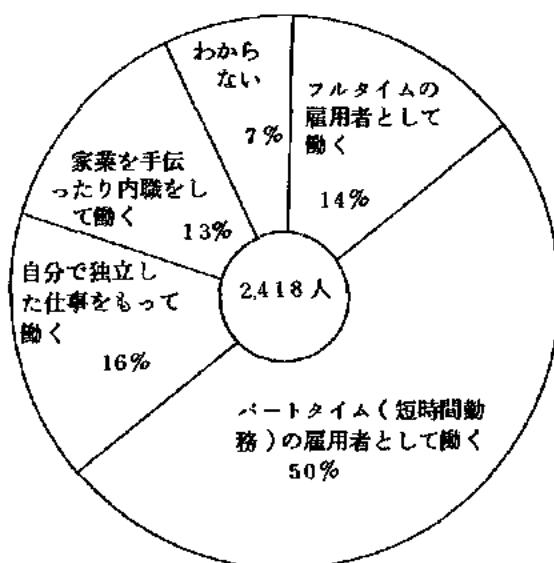
	該 当 者 数	育 児	老 人 や 病 人 の 世 話	子 供 の 教 育	家 事	夫 の 転 勤	家 族 の 無 理 解 や 反 対	自 分 の 健 康	職 場 で の 結 婚 ・ 出 産 退 職 の 慣 行	昇 進 の 差 別 的 扱 い、 教 育 訓 練 等 の 男 女	女 性 が 劣 る と い う 考 え 方、 労 働 能 力 が 劣 る と い う 考 え 方	そ の 他	わ か ら な い	障 害 や 困 難 と 考 え ら れ る も の は な い	計
総 数 〔年 齢〕	人 2,418	% 65	% 35	% 30	% 32	% 17	% 17	% 30	% 10	% 6	% 11	% 0	% 2	% 2	% 257
20 ～ 29 歳	399	75	26	34	32	21	18	23	17	11	17	0	2	0	276
30 ～ 39 歳	760	70	33	31	30	16	17	26	10	6	13	0	2	1	255
40 ～ 49 歳	711	61	38	31	32	16	17	35	7	4	8	0	2	2	253
50 ～ 59 歳	548	56	41	26	35	16	17	36	7	5	7	0	3	3	252

④ 休業制度などが整っているとした場合の働き方

	該 当 者 数	長く働く 施設などを 利用しながら 就職(業)し、 子供が生	が 大 き く な っ た ら 再 び 働 く 事・育 児 に 専 念 し、 子 供 施 設 な ど に 頼 ら な い で 家 ま れ た ら 休 業 制 度 や 育 児 就 職 (業)し、 子 供 が 生	の 後 は 働 か な い ま れ た ら 家 庭 に 入 り、 そ 就 職 (業)し、 子 供 が 生	一 生 就 職 (業)し な い	そ の 他	わ か ら な い	計
総 数 〔職業の有無〕	人 2,418	% 36	% 47	% 8	% 1	% 0	% 8	% 100
有 職 者	1,438	42	45	6	0	0	7	100
無 職 者	980	27	50	12	2	0	9	100

(3) 再就職に対する意識

① 望ましい再就職の就業形態



② フルタイムの雇用者がよいと思う理由（複数回答）

○ 収入が安定している……………	77%
○ 身分が安定している……………	34%
○ 働きがいのある仕事につける……………	33%
○ 福利厚生等を利用しやすい……………	30%
○ 自分の特技や資格が生かせる……………	22%
○ そ の 他……………	0%
○ 特に理由はない・わからない……………	1%
計	197%

（「フルタイムの雇用者として働く」のがよいと答えた者 352人に）

③ パートタイム（短時間勤務）の雇用者がよいと思う理由（複数回答）

○ 家事・育児との両立がしやすい……………	67%
○ 都合のよい勤務時間が選べる……………	65%
○ 責任が軽い・気楽にできる……………	22%
○ 自分の特技や資格が生かせる……………	5%
○ 働きがいのある仕事につける……………	3%
○ そ の 他……………	0%
○ 特に理由はない・わからない……………	1%
計	163%

（「パートタイム（短時間勤務）の雇用者として働く」のがよいと答えた者 199人に）

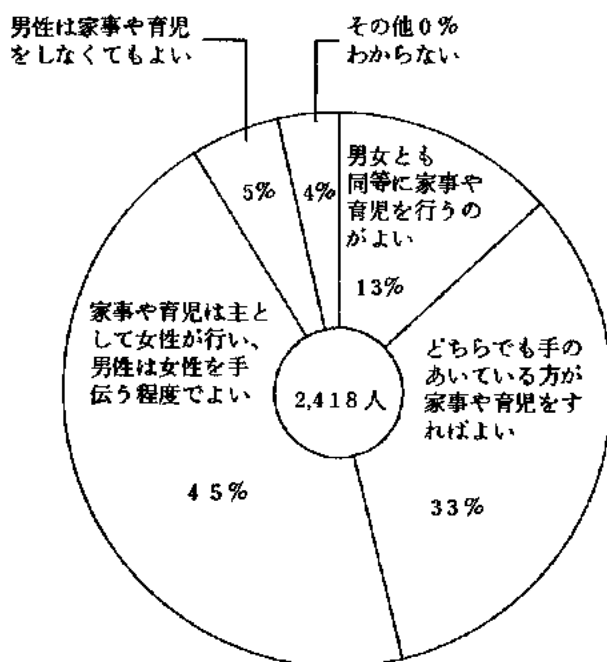
④ 再就職のための援助や対策

（複数回答）

計	わ	か	ら	な	い	そ	の	他	どの充実 老人ホーム、医療施設な 保育所などの育児施設の充実	体制の充実 就職（業）に関する相談	働く場を多くすること	パートの労働条件の向上	求人 の年齢制限の緩和	を多くすること 技術や技能の習得の機会	求人 情報を入手しやすく	れるようにすること ても同一企業に再雇用さ 出産、育児などで退職し	該 当 者 数	総 数 〔職業の有無〕 有職者 無職者				
242	6	0	7	30	9	33	43	18	15	39	人 2,418	242	6	0	7	30	9	33	43	18	15	39
242	6	0	7	30	8	33	43	19	15	40	1,438	242	6	0	7	30	8	33	43	19	15	40
241	6	0	6	30	9	33	43	17	16	38	980	241	6	0	6	30	9	33	43	17	16	38

(4) 女性の就業と家庭での責任

共働き家庭での役割分担について



(5) 女性被働者のための労働条件等

① 乳幼児などをかかえた女性の被働者のための労働条件等

(複数回答)

	該当者数	育児のため必要とされること	育児のため一定期間休業できること	子どもが病気になること、看護休暇がとれること	自分の都合のよい時間帯に勤務できること	自宅で勤め先の仕事ができること	保育所など保育施設が充実されること	ホームヘルパーを派遣してもらえること	残業時間や深夜労働の規制を設けること	同一企業内で短時間勤務へ移行できること	その他	わからない	計
総数	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	2,418	35	40	52	33	17	38	3	14	12	0	5	249

② 介護が必要な老人をかかえた女性の被働者のための労働条件等

(複数回答)

	該 当 者 数	老 人 介 護 な ど の た め に 一 定	老 人 介 護 な ど の た め の 休 暇	自 分 の 都 合 の よ い 時 間 帯 に	勤 務 時 間 を 選 ぶ こ と	自 宅 で 勤 め 先 の 仕 事 が で き	老 人 ホ ー ム、 医 療 施 設 な ど	が 充 実 さ れ る こ と	ホ ー ム ヘルパーを派遣して	残 業 時 間 や 深 夜 勞 働 の 規 制	を す る こ と	移 行 で き る こ と	同 一 企 業 内 で 短 時 間 勤 務 へ	そ の 他	わ か ら な い	計
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数	2,418	38	45	40	25	36	22	11	12	0	7	236				

2. 婦人に関する世論調査(総理府広報室 昭和59年9月)

本調査は、婦人に関する意識の現状と推移を把握し、婦人関係諸施策立案に資するために、昭和59年5月に全国20歳以上の男女10,000人を対象に実施したものである(有効回収 8,031人)。

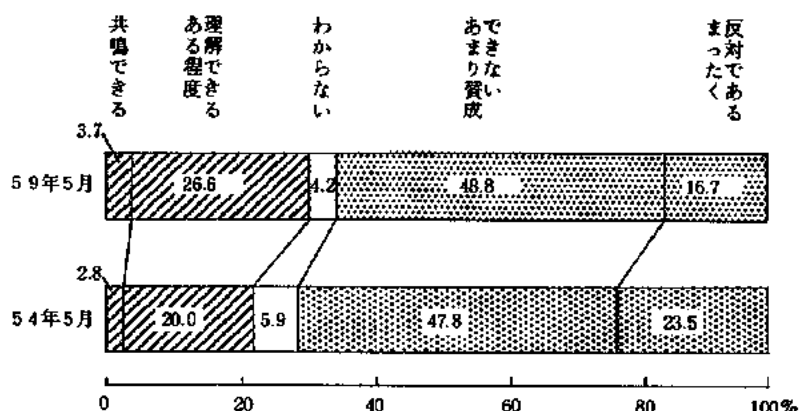
(1) 結 婚

① 女性の結婚観

	該 当 者 数	な も 結 だ た ん 女 婚 か ほ う の に ら う い 幸 あ 結 つ 福 る 婚 よ て は の し い	精 濟 す た は う の に ら う い 幸 あ 結 つ 福 る 婚 よ て は の し い	人 上 だ た ん 女 婚 か ほ う の に ら う い 幸 あ 結 つ 福 る 婚 よ て は の し い	一 れ 婚 よ 人 ば し い 立 あ な く ち え く で て き 結 も	結 自 る 結 う 婚 由 か 婚 が は を ら し よ 女 束 縛 一 の す 生 ほ	わ か ら な い
	人	%	%	%	%	%	%
総 数	8,031	31.5	21.3	19.6	19.9	0.4	7.3
〔性〕							
男	3,600	32.9	20.7	22.1	14.7	0.4	9.3
女	4,431	30.4	21.8	17.6	24.1	0.5	5.6

② 離婚観

「結婚しても相手に満足できないときは、いつでも離婚すればよい」という考え方について

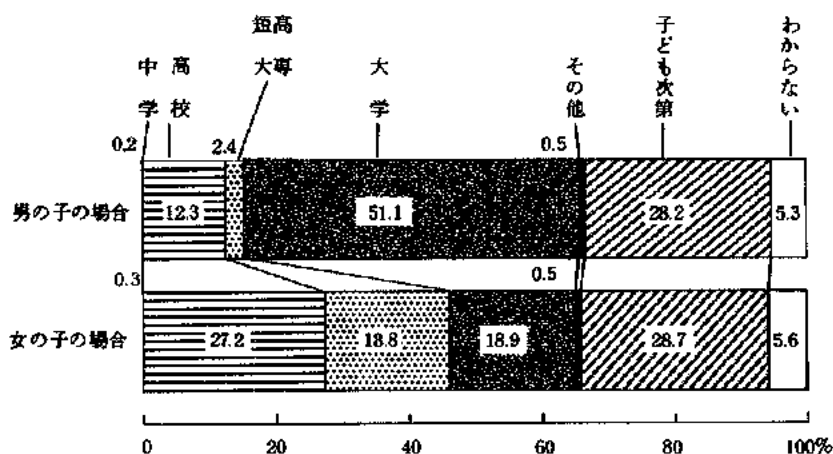


(2) 家族・家庭

① 子どものしつけ方

	該当者数	男はつよのく女けい子らは女しほ男のくうら子しが	同つよじけいようほにうしが	その他	わからない
総数	人 8,031	% 73.0	% 21.7	% 0.9	% 4.4
〔性〕					
男	3,600	75.8	18.1	0.9	5.3
女	4,431	70.8	24.6	1.0	3.7

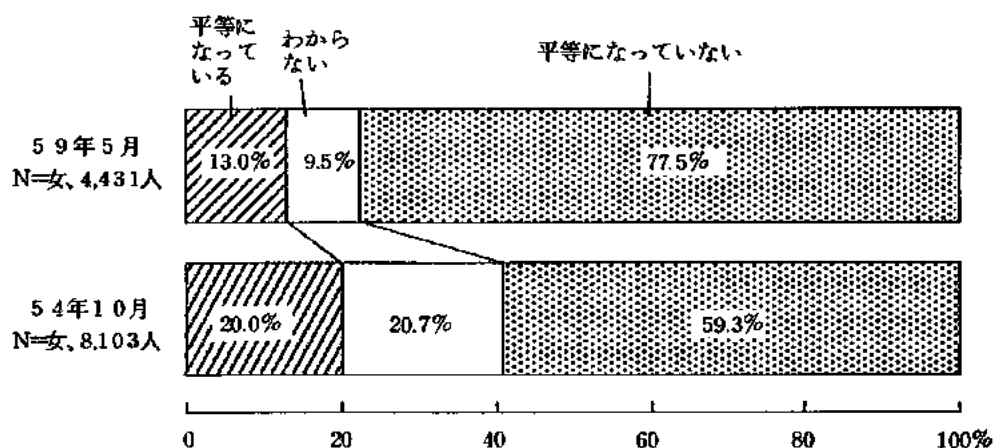
② 子どもに教育をどの程度まで受けさせたらよいか



(3) 地位、職業、その他

① 男女の地位は平等か

	該当者数	平等にな っている	平等にな っていない	わからない
総 数	人 8,031	% 16.9	% 73.9	% 9.2
〔性〕				
男	3,600	21.8	69.4	8.8
女	4,431	13.0	77.5	9.5



ア 平等になっていない分野

(複数回答)

	該当者数	家庭の中 で	職場の中 で	社会通念 や風潮で	法律や制 度の上で	その他	わから ない	計 (M.T.)
総 数	人 5,931	% 22.9	% 59.5	% 64.7	% 19.1	% 0.5	% 1.5	% 168.2
〔性〕								
男	2,499	18.7	58.6	65.0	17.4	0.5	1.0	161.3
女	3,432	26.0	60.1	64.4	20.4	0.4	1.9	173.3

イ 何によって平等になるか

	該当者数	法のしと 律面を やです 制見直こ	女能力は 性力のか 自や向 身経上 が済と	女識念い 性一やを に般社改 対の会こ す認めと 通て	そ の 他	特 に ない	わ か ら ない
総 数	人 8,031	% 11.8	% 36.7	% 35.9	% 0.6	% 5.9	% 9.1
〔性〕							
男	3,600	12.4	34.5	37.5	0.9	7.2	7.4
女	4,431	11.4	38.5	34.6	0.3	4.8	10.5

② 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感するか

	該当者数	同感する	同感しない
総 数	人 8,031	% 55.2	% 44.8
〔性〕			
男	3,600	62.7	37.3
女	4,431	49.2	50.8

③ 女性の職業と家庭

	該当者数	職業をもち、結婚や出産の後 も仕事を続けるほうがよい	わると再び職業をもつほうがよい で一時期家庭に入り、育児が終 職業をもち、結婚や出産など	庭に入るほうがよい 職業をもち、結婚を契機として家	て家庭に入るほうがよい 職業をもち、出産を契機とし	職業をもたないほうがよい	わ か ら ない
総 数	人 8,031	% 18.1	% 41.2	% 13.5	% 11.9	% 7.8	% 7.6
〔性〕							
男	3,600	15.7	36.1	16.4	13.4	9.8	8.6
女	4,431	20.1	45.3	11.1	10.6	6.1	6.9

(4) 生まれかわるとしたら男か女か

	該当者数	男	女	どちらでも よい	わからない
総 数	人 8,031	% 52.6	% 30.9	% 12.0	% 4.4
〔性〕					
男	3,600	80.0	5.0	10.9	4.1
女	4,431	30.4	51.9	13.0	4.7

3. 日本の人口・日本の社会（厚生省 人口問題審議会 59年7月）

昭和49年ブカレストにおいて、第3回世界人口会議が開かれたことに関連して、人口問題審議会は、いわば第2回目の「人口白書」ともいふべき「日本人口の動向」を発表したが、59年8月のメキシコにおける国際人口会議の開催に向けて、第3回目の「人口白書」ともいふべき「日本の人口・日本の社会」をとりまとめた。

本報告書は序章において、各章の論旨を要約するとともに、我が国の現在及び将来の人口動向ならびに人口問題に関連して若干の提言を行い、あわせて国際人口会議に臨む我が国政府の基本的立場と役割について述べている。第1章においては、人口の高齢化を中心に、日本人口の動向を総括的に述べ、第2章で出生、第3章で死亡、第4章で人口移動を論じた後、第5章では高齢化社会を迎えるにあたって、人口の観点から特に重要と考えられるポイントを指摘している。

(1) 出生と死亡

明治初年におよそ3,500万人であった我が国の人口は、その後、社会経済の発展とともに増加し、昭和10年にはほぼ2倍(6,925万人)に達し、昭和41年には1億人を超え、現在（昭和58年10月）1億1,948万人となっている。

① 出生率の低下

出生率は、第1次ベビーブーム以後急激に低下し、昭和30年代初めには西欧諸国とほぼ同程度の低水準になったが、その後昭和40年代の末近くまでは安定していた。しかし、昭和49年以降再び低下を始め、普通出生率（人口千対出生数）は昭和48年の19.4から昭和58年には12.7まで低下した。

この出生率低下の原因は、主として、①戦後のベビーブーム後に起こった急激な出生減少がこの時期になって結婚・出産適齢期人口の減少となって現れたこと、②高学歴化、特に女子の進学率の上昇によって結婚が遅れたことによるもので夫婦の子供の産み方そのものにはあまり大きな変化はみられず、また、未婚男女の結婚・出産に関する意識も、それほど変化していない。このため、今後は、このような出生率低下の要因が解消していき、出生率は再び安定した状態に戻ると予想される。

② 死亡率の低下

死亡率も戦後急速に低下し、普通死亡率（人口千対死亡数）は昭和22年の14.6から昭和30年には7.8に下がった。その後普通死亡率の低下は緩やかなものとなり、昭和58年は6.2となっている。

③ 平均寿命の伸長

死亡率の水準を示す総合的な指標としては

平均寿命が用いられる。日本人の平均寿命は戦後急速に伸び、昭和22年には男子50歳、女子54歳であったのが、昭和57年における平均寿命は男子74.2歳、女子79.7歳で主要国の中ではトップである。

(2) 人口の都市集中と過密・過疎

① 人口の都市集中

昭和30年代には、高度経済成長により、若年労働力を中心に地方から大都市圏への人口移動が大規模に行われた。これは大都市圏における労働力需要が増大したためであるが、非大都市圏においても二、三男を中心とする労働力の供給余力が大きかったためでもある。

② 人口移動の変貌

昭和40年代に入って、大都市自体への人口集中よりもその周辺地域の人口の激増が目立つようになり、一方、地方での中核的都市の人口増加率がしだいに上昇していった。さらに、昭和50年代になると大都市圏への人口流入が大都市圏からの人口流出と均衡するようになり、地方都市での人口増加が進んでいる。なお、昭和56年以降、大都市圏への人口流入が再び増加している。

③ 人口高齢化と同居のための移動

最近における人口移動の特徴は、移動の多様化という点にある。そのなかで大都市圏間移動と非大都市圏から大都市圏への移動では職業的理由が多くを占めているが、大都市圏から非大都市圏への移動や県内移動、Uターン移動では家族的理由が職業的理由と同等に重要な理由となっている。特に家族的理由のなかでは、家族と同居するための移動が増えている。

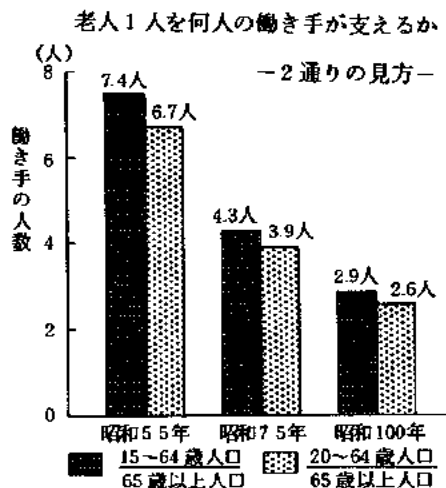
(3) 高齢化社会を迎えるにあたって

日本の老年人口比率(65歳以上人口の総人口に対する比率)は昭和45年に7%を超え、昭和58年には9.8%になっている。老年人口比率

は今後も急速に上昇し、今世紀末には今日の西欧諸国並みの水準(15%前後)に達するものと推計されている。

① 高齢者扶養の重み

老年人口1人を何人の生産年齢人口(15~64歳)で支えるかをみると、昭和55年は7.4人であったが昭和75年に4.3人、昭和100年には2.9人に減少する。しかも、15~19歳人口は高学歴化の結果、学生・生徒が大部分であるので、実際には20~64歳人口に対する割合でみなければならず、高齢者扶養の重みはさらに厳しいものとなる。



(資料) 総理府「国勢調査」厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口—昭和56年11月推計—」

② 中高年労働力の活用等

人口の高齢化が進展するなかで、社会の活力を維持していくためには、増加する中高年労働力の成熟した能力を活用することが不可欠であろう。このためには、これまで若年労働力が豊富で、中高年労働力が相対的に少ない構造の下で築かれていた雇用に関する制度・慣行等社会の仕組みを高齢化社会に適したものとしていくことが必要であろう。

③ 高齢者を単に扶養すべき人口と考えず、高齢者の多様な社会参加を促進することが、高

齡化社会における社会の活力の向上と高齢者の生きがいの増進とを両立させる解決策である。

4. 離婚統計 —人口動態統計特殊報告— (厚生省 59年8月)

本統計は、近年の離婚の増加に関して、各方面から統計資料の需要がきわめて多いことから、既存の「人口動態統計」等に基づいて時系列分析を行い、統計資料としてとりまとめたものである。

(1) 離婚の年次推移

離婚率は、2つの方法によって算出されており、その年次推移は下表のとおりである。

離婚率の年次推移

	離婚率 (人口千対)	離婚率 (男有配偶 人口千対)
大正 9年	0.99	5.03
14	0.87	4.40
昭和 5	0.80	4.14
10	0.70	3.72
15	0.68	3.67
25	1.01	5.37
30	0.84	4.40
35	0.74	3.62
40	0.79	3.53
45	0.93	3.91
50	1.07	4.30
55	1.22	4.82

・離婚率(人口千対)

$$= \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

・離婚率(男有配偶人口千対)

$$= \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{国勢調査年の男有配偶人口(注)}} \times 1,000$$

(注) 事実上の婚姻関係にある者を含む

(2) 都道府県別にみた離婚

都道府県の離婚率(人口千対)を高い順に並べ、高低それぞれから5位までを年次比較してみたのが下表である。

離婚率の高率県をみると、昭和25年、35年は高知が1位で、長崎、愛媛、福岡、山口などが続き、西日本地域に多かった。45年には、35年に5位であった北海道が1位になり、高知、福岡と肩を並べ、また東日本地域の青森も仲間入りしている。55年には山口と入れ替わり沖縄が加わった。57年には高知に代わり、宮崎が5位までの高率県に入った。

なお、有配偶人口に対する離婚率をみると、25年から35年までは、長崎、高知、福岡、愛媛、広島、山口など九州、四国、中国地域に高率県が目立っていた。40年から北海道、青森が台頭してきたが、東京、大阪などの大都市地域の高率も目立ちはじめた。50年から55年にかけては北海道と沖縄の高率に特に目をひくものがあり、青森、東京、大阪、高知、福岡、などが相変らずの高率を示している。

離婚率（人口千対）の高率県と低率県の年次推移 — 昭和25・35・45・55・57年 —

	昭和25年		昭和35年		昭和45年		昭和55年		昭和57年	
	県名	率	県名	率	県名	率	県名	率	県名	率
離婚率の 高率県	高知	129	高知	1.18	北海道	1.43	北海道	1.86	沖縄	2.17
	長崎	128	福岡	0.99	高知	1.36	沖縄	1.85	北海道	2.16
	愛媛	125	山口	0.98	青森	1.24	福岡	1.58	福岡	1.82
	福岡	125	長崎	0.96	福岡	1.22	高知	1.53	青森	1.79
	秋田	124	北海道	0.93	山口	1.16	青森	1.52	宮崎	1.71
			広島	0.93						
全 国	1.01		0.74		0.93		1.22		1.39	
離婚率の 低率県	茨城	0.64	長野	0.45	滋賀	0.58	島根	0.74	島根	0.83
	長野	0.67	滋賀	0.48	長野	0.59	山形	0.79	山形	0.88
	山梨	0.70	茨城	0.49	島根	0.60	新潟	0.80	滋賀	0.88
	埼玉	0.74	埼玉	0.49	新潟	0.62	滋賀	0.81	新潟	0.92
	千葉	0.77	山梨	0.51	茨城	0.63	長野	0.82	長野	0.94

(3) 種類別にみた離婚

我が国の法制度では、協議・調停・審判・判決の四種類の離婚がある。

昭和25年には協議離婚の割合が96%を占めていたが、その後年々低下し、40年頃から90%前後となって、その状況が今日までつづいている。

当然のことながら、協議離婚の割合の低下とともに、調停・裁判離婚の割合が上昇してきた。（審判離婚はその性格が裁判離婚に近いので、便宜上、裁判離婚とする。）

57年に、調停・裁判離婚の占める割合の高い県は、長野、山形、石川、山梨、岩手等であり、これらの県はすべて、離婚率の低い県である。

(4) 年齢別にみた離婚

年齢階級別の離婚率（男・女有配偶人口千対）をみると、夫も妻も、年齢の若い層ほど離婚率が高い。また、年次をおって離婚率の動きをみると、25年は夫・妻ともに、どの年齢階級も比較的高く、35年または40年で最低となり、55年にむけて上昇傾向をたどる。

つぎにこの離婚率を、45年と55年を比較してみると、夫は30歳代後半から50歳代前半、妻は30歳代から40歳代で2倍程度になっている。

(5) 同居期間別にみた離婚

夫妻の同居期間別割合をみると、45年は、「1年未満」15.2%、「5年未満」までが51.8%を占め、「5年以上10年未満」が24.4%、「10年以上」が23.9%であった。

昭和57年には、「1年未満」が8.0%、「5年未満」までが33.6%と大幅に低下し、「5年以上10年未満」が25.2%で、「10年以上」が41.2%と上昇した。また、「15年以上20年未満」は、45年の6.1%から57年は11.8%とはほぼ2倍になり、同居期間の短い離婚は減少し、同居期間の長い離婚が増加している。

(6) 親権を行う子の数別にみた離婚

夫妻の間に離婚時に20歳未満の子がいる場合は、その子の親権を夫又は妻のどちらかに決めなければならない。

親権を行う子の有無別に離婚件数割合の年次

推移をみると、「子供有り」の割合は、昭和25年から48年まで57～60%であった。49年に60%を超えた後、毎年1%前後の上昇をつづけ、57年には69%となった。これに伴って、親の離婚を経験した子の数も年々増加している。これを20歳未満人口千対でみると、25年には2.12であったが、35年に1.91と2を割ったものの、40年には2.07と増加し、その後も毎年増加をつづけ、57年には5.72となった。

つぎに、子の親権を夫又は妻のどちらが行うか、その割合の年次推移をみると、昭和25年から40年までは、「夫が全児の親権を行う場合」の方が、「妻が全児の親権を行う場合」より多かった。41年にこれが逆転し、「妻が全児の親権を行う場合」の方が年々多くなっている。57年には「妻が全児の親権を行う場合」が70.1%、「夫が全児の親権を行う場合」が23.3%となっている。

(7) 職業別にみた離婚

夫・妻の職業別に離婚率（男・女就業者人口千対）を50年と55年について比較してみると、夫の職業別では、「販売・サービス関係職業」は4.54から5.39に大きく上昇し、「事務・技術・管理関係職業」は2.74から3.18、「生産・運輸関係職業」は3.50から3.72に上昇した。「農林漁業関係職業」は1.50から1.51とあまり変わらない。

妻の職業別では、「販売・サービス関係職業」は3.69から4.89に夫の場合よりも大きく上昇し、「事務・技術・管理関係職業」は2.35から2.67、「生産・運輸関係職業」は1.52から1.75に上昇した。「農林漁業関係職業」は0.77から0.65に低下した。

(8) 人口動態社会経済面調査からみた離婚

厚生省では、出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の事象について「人口動態調査」を実施して

いるが、これらの統計は「戸籍の届書」及び「死産届書」によっているため、調査の事項に制約がある。これを補うために、昭和37年より毎年テーマを変えて、「人口動態社会経済面調査」を実施している。

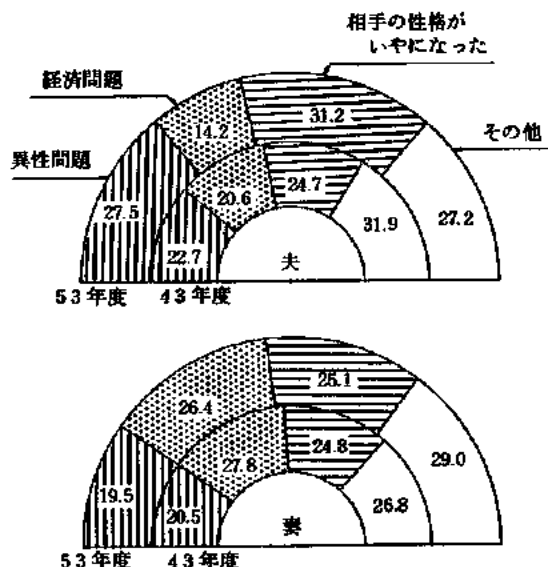
離婚については、昭和43年度と昭和53年度に離婚の多くを占める協議離婚について、調査を実施した。このなかから、1離婚理由、2離婚を言い出した人、3未成年の子の養育費、についてみてみた。

① 離婚理由

離婚の主な理由をみると、夫では「性格がいやになった」が最も多く、ついで「異性問題」をあげているが、妻は、「経済問題」、「性格がいやになった」の順である。これは、43年度調査と同様の傾向である。

離婚の主な理由別分布（百分率）

— 53年度・43年度比較 —



② 離婚を言い出した人

離婚を言い出したものの分布を夫の回答でみると、55.3%が妻から言い出しており、夫からのものは35.2%と少ない。

次に、43年度調査と比較すると、妻からの言い出しの割合が5%程度増えており、夫からは若干減っている。

③ 子の養育費

妻が未成年の子をひきとった場合の養育費の出所の状況は、妻が全部負担しているものが54.8%で過半数をこえており、夫が全部負担しているものは22.4%にすぎず、夫妻双方での負担は6.7%である。

これを43年度調査と比較すると、夫の負担がやや増え、その分、妻の負担割合が減っている。

5. 労働経済の分析（労働白書）

（労働省 59年7月）

59年度の労働白書では、第1部で58年の労働経済の動向について分析するとともに、第2部で、特に経済の安定成長への移行や高齢化の進展等の中で様々に変化している勤労者生活の実態について、賃金、福利厚生、家計といった局面を中心に、ライフサイクル的視点に立って分析を加えている。

(1) 昭和58年労働経済の特徴

一般経済の緩やかな回復を反映して、労働経済面では、なお厳しさが残っているものの、回復の動きが徐々に広がってきている。今後においては、適切な経済運営の下に積極的な労働政策を講じることによって、労働経済面におけるこのような改善の動きを確実なものにしていくべきである。

(2) 勤労者生活の動向と課題

第2部では、勤労者生活の動向を賃金、福利厚生、退職金、家計といった局面を中心として、ライフサイクル的視点に立って、長期的に分析を行った。そこから出てくる主要な課題は次のとおりである。

① 賃金

わが国の賃金の上昇率は50年以降高度成

長期と比べ鈍化しているが、それは、生産性、物価、雇用等との関係もあるものの、基本的にはわが国経済が安定成長へ移行したことに応じたものである。今後とも、勤労者の雇用も含めた生活の安定を図っていくためには、わが国経済の持続的な安定成長が必要であるといえよう。

女子の賃金を男子と比較するに当たっては、できるだけ条件の等しい労働者の賃金による必要があるが、女子の賃金を高卒の標準的労働者の所定内給与によって男子と比較すると、男子の7～8割程度となっている。この賃金の差は、生活手当が男子に支払われることが多いことのほか、男女間で就業している職種や役職への昇進状況が異なることなどから生じているものとみられる。しかし、女子の場合、結婚や出産、育児のために退職し、再就職するケースが多いことや就業している職種などが男子と異なる場合が多いことなどには留意する必要がある。今後は女子の能力開発機会の確保、労働条件の整備、再雇用の普及、育児休業制度の普及等にさらに努めるとともに、雇用における均等な機会および待遇を確保するための措置を推進していく必要がある。

年齢間の賃金（男子所定内給与）の格差は、最近再び拡大しているが、その中で、学歴にみた賃金カーブのピークはおおむね50歳台前半にあるが、全体としてみて、賃金カーブのピークとなる年齢が50歳台前半から40歳台後半に移るとともに、50歳台前半から後半にかけての賃金の下がり方が小さくなる特徴がみられる。これは、高齢化や定年延長等に対応して、大企業を中心に賃金カーブの修正が行われたことや定年延長により雇用が継続したことによる。また、若年層と比べて昇給率の低い40歳台において、ベースアッ

プ率を高くすることによって、若年層とのコーホート（ある特定の期間に生まれた人達をひとつのグループとしてとらえたもの）でみた賃金上昇率の差を縮小させる動きがみられるが、家族手当や住宅手当の増加傾向と考えると、労働者のライフステージに応じた生活にも配慮して、賃金面で一定の対応がなされている。今後とも、賃金制度面での対応が図られつつ、定年延長等により、雇用の安定が図られることが望まれる。

② 福利厚生等

法定外福利費の大企業と中小企業の格差が拡大しているが、これは、中小企業においては、50年代に入って付加価値生産性の伸びが大企業より鈍化したため、大企業に準じた賃金の引上げが行われた後の原資が相対的に少なくなったこと等によるとみられる。今後、持続的な安定成長の下で、中小企業における生産性向上を図るための各種の措置が講ぜられることによって、中小企業における勤労者生活の向上が図られることが必要であるといえよう。

企業の主要な福利厚生対策をみると、貯蓄援助制度については、財形貯蓄が大きな役割を果たしているため、今後とも財形貯蓄の普及促進に努める必要がある。持家援助制度については、財形貯蓄融資等の有効な活用により、中小企業における住宅資金融資制度の実施率を高めていく必要がある。従業員の健康管理については、中小企業で立遅れが目立つので、改善される必要がある。文化、体育、娯楽施設については、共同施設や外部施設の利用契約による中小企業の企業内施設の充実が図られるとともに、各種公的施設の活用も図られる必要がある。

勤続年数の違いが定年時の退職金の規模間格差の大きな要因となっているが、中小企業

退職金共済制度は中小事業主が共同して行う退職金制度であり、勤労者が加入事業所間で離転職した場合、勤務期間の通算が行われているので、今後、この制度の一般化をさらに進めることにより、事業主の努力とも相まって、中小企業勤労者の退職金水準の改善を図っていく必要がある。

③ 勤労者家計

40歳台後半層は、世帯主の可処分所得の伸びがライフサイクルにともなう消費支出の伸びに追いつかなかったために以前より経済的に苦しくなっていると考えられる。また、50歳台前半層については、経済的に余裕がなくなっていると直ちに断定はできないが、この層が老後生活のための準備期間にあると考えられることから、今後この層の動向に注目していく必要がある。

家計に影響を与える主な消費支出の項目をみると、住宅費については、特に、住宅の取得の直前、直後に貯蓄の積増しと借入金の返済を通じて、家計の負担が大きくなっており、財形貯蓄等による計画段階での貯蓄の奨励、公的ローン等による返済初期段階を中心とした負担の軽減を図る措置とともに、良質低廉な賃貸住宅の供給が今後とも必要と考えられる。教育費については、最近の支出の増大が補習教育費や、遊学仕送り金など大学教育に要する費用の増大によるところが大きく、このような背景には、社会の高学歴志向の風潮もあるが、家計における計画的、合理的な対応も必要であろう。転職については、年齢が高くなるとともに単身赴任の割合が高まっているが、今後、この問題をより重視して、企業においても適切な措置が講ぜられるべきであり、また、政策面での対応も必要であろう。

社会保険料の負担は、勤労者生活の安定に大きな役割を果たしている。今後、高齢化の

進展等に対処していくためには、世代間の公平や受益と能力を考慮して給付と負担の適正化が図られる必要がある。

以上を総合してみると、安定成長への移行や高齢化の進展等の長期的変化は、勤労者生活に様々な変化をもたらしているが、今後このような勤労者生活を向上させていくためには、持続的な安定成長を確保していくことが不可欠であるとともに、中高年や中小企業、女子労働者の生活を重視しながら、ライフサイクル的視点に立った、労使の積極的対応と勤労者生活に関する各種施策の総合的な推進が必要であるといえよう。

6. 国民生活白書（経済企画庁 59年11月）

昭和58年度の国民生活を回顧すると、経済は3年にわたる長期の不況を脱却して回復へと始動し、緩和した状態が続けている労働力需給も、年度央以降改善の動きがみられた。ただ、57年度までの労働力需給の緩和および企業収益の低迷等から賃上げ率は低いものとどまり、収入は伸び悩んだ。この結果、物価は57年度よりさらに安定したにもかかわらず、消費の伸びも低いものとどまった。特に、勤労者世帯では所得の伸びが鈍化するなかで、消費性向が横ばいとなったことが特徴的である。

一方、国民生活をめぐる環境の変化をみると、近年の特徴として、①女性特に主婦の労働力化が進展していること、②金融の自由化が、家計にも影響を及ぼしつつあること、があげられよう。

次に、中・長期的にみれば、長寿化・高齢化が進み、「人生50年時代」から「人生80年時代」へと移行するなかで、各世代の意識、実態、行動等の違いが改めて問題となってきた。経済企画庁が59年6月に実施した第5回国民生活選好度調査の集計結果をみても、世代別の意識・ニ

ズ等には明瞭な差がみられる。従って、各世代の現状を的確に把握し、その抱える問題点を探ることは、国民生活政策を適切に展開し、国民生活の向上を図っていくためにも極めて重要な課題である。

以上のような認識のもとに、59年度国民生活白書では、第1章で家計の所得・消費動向をみたあと、主婦の労働力化の進展が国民生活に与えた影響と金融自由化が家計の資産選択に及ぼした効果を分析し、第2章で世代別にみた国民生活の現状と問題点を分析している。

主婦の労働力化の進展が国民生活に与えた影響については、①妻の収入の割合の高まりが勤労者家計間の所得分布や、消費性向に与える影響、②婦人の就業が労働力需給や労働分配率に与えた影響を分析し、次のようにまとめている。

妻の就業増加の経済的影響として、①夫婦共働きによる収入の増加から家計間の可処分所得の格差を広げる効果があったこと、②消費の分権化等から消費性向を高める効果があること③男子の就業の増加が抑制されたかどうかについては一概に判断できないが、その可能性も否定しえないこと、④就業者の増加を通じて労働分配率を上昇させる効果もあるが、男女の賃金格差等如何によっては就業者に占める女子の割合の増加を通じてこれを抑制する効果が考えられること、⑤女性が個々の適性に応じた産業分野で活躍することは、資源のより望ましい配分をもたらす可能性もあること、をあげることができる。

また、社会的側面において、①婦人の社会参加を促進し、社会の活性化に資する、②両性の本質的平等に根ざした新たな社会分業構築への起爆剤となる等重要な意義を持っている。

女性の労働力化の進展は女性の社会参加意欲の増大という供給側の要因だけでもたらされたものではない。第1次石油危機後、経済が高度成長から安定成長へ移行するなかで、先行きの不透明感

が強かったことから、企業は景気後退時に比較的調整が容易な女子就業者の増加で生産増に対応しようとした。また、経済のソフト化・サービス化を反映して、女子比率の比較的高い第3次産業が拡大し、結果として女子就業者が多く吸収される環境が生じた。このような需要側の要因が女性の労働力化の進展の基本的背景としてある。

従って、今後とも予想される女子労働者の増加に対応し、適正な雇用水準を保つためには、持続的成長を確保し企業の雇用態度を好転させるとともに長期的には労働時間短縮をはじめとする構造対策の展開も必要であろう。

国内ニュース

1. 婦人問題企画推進本部の動き

(1) 婦人差別撤廃条約早期批准についての要望書提出

婦人問題企画推進会議の第22回総会が、昭和59年1月30日に開催された。同会議では、1月26日に開催された婦人問題企画推進会議状況改善委員会の提案を受けて、婦人差別撤廃条約を早期に批准するよう、婦人問題企画推進本部長である内閣総理大臣に下記の要望書を提出することとした。これに対し総理大臣より、出来るだけ早い時期に批准できるよう諸条件の整備に努める旨の発言があった。

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准について（要望書）

婦人問題企画推進会議は、婦人問題企画推進本部が、当推進会議の意見に沿って、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准するための条件整備を行うことを、国連婦人の十年後半期の最重点課題とし、その推進に努めておられることを心から多とするものです。

しかしながら、条件整備の現状をみますと、その進捗状況に危惧を抱かざるを得ません。本条約批准のための条件整備のうち、国籍法の改正については実現の目途がついていると考えますが、その他、特に重要なものである、雇用における男女の機会の均等と待遇の平等に関する法制の整備、教育課程における男女同一の取扱いの確保に関しては、今なお、帰途が明らかではありません。ついては、これらの問題に関しても、同条約の精神に則した整備を早急に行われるよう要望いたします。

既に我が国が署名した同条約を批准することは、国際的信義の上からも不可欠であり、また、我が国婦人の地位向上のためにも画期的なことでありますので、同条約を批准の上、1985年にナイロビにおいて開催される世界会議に臨むことができますよう一層の努力をしていただきたいと思います。

昭和59年1月30日

婦人問題企画推進本部長

内閣総理大臣

中曾根康弘殿

婦人問題企画推進会議

座長 藤田たき

(2) エスカップ地域政府間準備会議関連事業の実施

（エスカップ地域政府間準備会議については、後述の国際ニュースの2を参照）

「国連婦人の10年」1985年世界会議に向けてのエスカップ地域政府間準備会議が3月26日から30日まで東京で開催されたが、婦人問題に対する関心を一層高めるとともに、アジア太平洋地域各国の婦人との交流を図り、相互理解を深めるために、同会議と並行して婦人国際シンポジウムの開催、我が国の婦人の状況を紹介する映画の作成、婦人関係施設の視察などの関連事業を実施した。

特に婦人国際シンポジウムにおいては、レティシア・ラモス・シャハニ社会開発人道問題センター担当国連事務次長補（「国連婦人の10年」1985年世界会議事務局長）の来賓あいさつに続いて、アジア太平洋地域における国際協力について、5人の意見発表が行われた。さらに、萩原直之独協大学教授からは、東南アジアの歴史と日本との経済関係について、アリフィン・ベイ筑波大学客員教授からは、日本とアジアの国々による多国籍大

学を作ることについて、西尾圭子国際日本語普及協会専務理事からは、価値観等の相違を認識した上での国際交流のあり方について、ユ・デ・カーン・ユスフザイ、アラブニュース特派員からは、日本女性は政治分野に代表を出すべきであることについて、提案があった。

(3) 「国連婦人の10年世界会議」に向けての全国会議の開催

国連は、国連婦人の10年の最終年の昭和60年7月に「国連婦人の10年—平等・発展・平和—の成果を検討し評価するための世界会議」をケニアのナイロビで開催することとしており、昭和59年11月22日、世界会議に向けての全国会議を東京で開催した。

同会議では、西暦2000年までの活動の展望を得るとともに、国内行動計画の達成のための気運の一層の醸成を図るため、婦人問題企画推進本部の各省が国内行動計画の主な推進状況について報告を行った。地方公共団体からは、神奈川県が「県民と共同で推進する神奈川の婦人行政」について、富山県が「婦人の地位向上のための草の根運動をめざして——参加と啓発の中核リーダーとなる富山県婦人地域活動推進員の設置——」について、北九州市が「政策決定への婦人の参加の促進——審議会等への婦人委員登用について——」、それぞれ報告を行った。国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会ほか3つの民間団体から、それぞれの活動報告が行われた。

さらに、「国連婦人の10年——その成果と展望——」と題するシンポジウムが開催され、読売新聞社編集局編集委員の深尾凱子氏、評論家の西清子氏、ジャーナリストの藤原房子氏から地域推進会議報告が行われた後、柏木恵子東京女子大学教授、高梨昌信州大学教授、有馬真喜子フジテレビニュースキャスターの3人による討論が行われた。

2. 第101回国会で成立した婦人に関する主な法律

第101回国会は、昭和58年12月26日開会し、59年8月8日閉会した。

以下は、第101回国会で成立した婦人に関する主な法律を、婦人局でとりまとめたものである。

(1) 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律（昭和59年法律第45号）

（昭和59年5月25日公布、昭和60年1月1日より施行）

最近における国際結婚の増加等の実情にかんがみ及び婦人差別撤廃条約の批准に備えるため国籍法及び戸籍法の一部が改正された。

国籍法の主な改正点は次のとおりである。

①改正前は、子は原則として父が日本人であるときに出生により日本国籍を取得するものとされていたが、これを改め、子は父又は母が日本国民であるときは、出生により日本国籍を取得するものとする父母両系血統主義を採用した。

②改正前は、日本国民の配偶者である外国人の帰化については、その者が妻である場合にはより緩やかな条件が定められていたが、これを改め、その者が夫であるか妻であるかにかかわらず、同一の条件を定めた。

③父母両系血統主義に伴って増加が予想される重国籍者の発生防止及び解消のため、重国籍者は成年に達した後2年以内にいずれかの国籍を選択しなければならないものとする国籍の選択の制度を新設した。

また、戸籍法の主な改正点は、以下のとおりである。

①改正前は、外国人と婚姻をした場合には、新戸籍を編製しないこととされていたが、これを改め、日本人間の婚姻の場合と同様に婚姻によって新戸籍を編製することとした。

②改正前は、外国人と婚姻をした者が外国人である配偶者の称している氏に変更しようとするときは、必ず家庭裁判所の許可を得る必要があったが、これを改め、婚姻の日から6ヶ月以内に限り家庭裁判所の許可を得ずに届出だけで変更できることとするともに、氏の変更をした者が離婚をした場合も、離婚の日から3ヶ月以内に限り家庭裁判所の許可を得ずに、届出だけで変更できることとした。

③改正前は、父又は母が外国人である子は、戸籍の筆頭者及びその配偶者でなければその氏をその父又は母が称している氏に変更できなかったが、これを改め、そうでない者も家庭裁判所の許可を得ればその氏の変更の届出ができることとした。

(2) 所得税法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第5号)

(昭和59年3月31日公布、4月1日より施行)

主な改正点は、

①給与所得控除の最低控除額が50万円から55万円に、②人的控除である基礎控除、配偶者控除、扶養控除額がそれぞれ29万円から33万円に、老人配偶者控除、老人扶養控除額がそれぞれ35万円から39万円に、③特別の人的控除である障害者控除、老年者控除、寡婦・寡夫控除額が23万円から25万円に、特別障害者控除額が31万円から33万円に引き上げられた、の3点である。

なお、その大半が家庭の主婦であるパートタイマーについては、①パートタイマー自身の収入に税金がかかるか(課税最低限)、②夫の収入から配偶者控除がうけられるか(配偶者控除の適用限度額)、が問題となるが、この改正により、①の課税最低限については88万円(給与所得控除額55万円+基礎控除額33万円)に、②の配偶者控除の適用限

度額についても88万円(給与所得控除額55万円+控除対象配偶者となる所得限度額33万円)に引き上げられた。

(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和59年法律第60号)

(昭和59年7月27日公布、同日より施行)

前述の「所得税法等の一部を改正する法律」によって55万円に引き上げられた給与所得控除の最低控除額がさらに2万円引き上げられ57万円になった。これにより、主婦であるパートタイマーの課税最低限、配偶者控除の適用限度額がそれぞれ90万円に引き上げられた。

(4) 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和59年法律第6号)

(昭和59年3月31日公布、4月1日より施行)

同居特別障害者及び同居老親等扶養親族の特別控除額について5万円から7万円に引き上げられた。

(5) 地方税法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第7号)

(昭和59年3月31日公布、4月1日より施行)

主な改正点は次のとおりである。

現 行 改 正 案	
	昭和60年(昭和59年)度以降(度)
基礎控除	22万円 26万円(25万3千円)
配偶者控除	22万円 26万円(25万3千円)
うち	
老人控除対象配偶者	23万円 27万円(26万3千円)
同居特別障害者	25万円 30万円(29万3千円)
扶養控除	22万円 26万円(25万3千円)
うち	
老人扶養親族	23万円 27万円(26万3千円)
同居特別障害者	25万円 30万円(29万3千円)
同居老親等	26万円 31万円(30万3千円)

(注) ()内の数値は、昭和59年度における額であるが、同年度においては「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」により上記の額にそれぞれ7千円加算されることとなった。

障害者控除、老年者控除、寡婦(寡夫)控除及び勤労学生控除がそれぞれ24万円(現行21万円)に引き上げられたとともに、特別障害者控除が26万円(現行23万円)に引き上げられた。

障害者、未成年者、老年者及び寡婦の非課税限度額が所得金額で100万円(現行80万円)に引き上げられた。

(6) 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第77号)

(昭和59年8月14日公布、10月1日より施行)

分べん費については、日雇健康保険の健康保険体系への組入れに伴い、日雇健康保険加入者の分べん費、配偶者分べん費の最低保障額が6万円から15万円に引き上げられるとともに、日雇健康保険加入者も育児手当金又は配偶者育児手当金(出産時1回のみ2,000円)が受けられることとなった。

なお、健康保険の分べん費の最低保障額については、昭和60年1月21日に社会保険審議会から、現行15万円を20万円に引き上げることを了承する旨の答申が出された。

厚生省ではこれを踏まえて、政令を改正し、60年4月1日より施行することとしている。

3. 第102回国会で継続審議中である婦人に関係ある主な法律案

以下は、第101回国会に提出され、昭和59年12月1日開会した第102回国会で、引き続き審議されている法律案を、婦人局でとりまとめたものである。

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(昭和59年5月14日第101回国会に提出、7月27日衆議院で可決、現在第102回国会において参議院で継続審議中。;第1頁、1にて既述)

(2) 船員法の一部を改正する法律案

(昭和59年5月14日第101回国会に提出、8月2日衆議院で可決、現在第102回国会において参議院で継続審議中。)

婦人差別撤廃条約の批准に備えるため、女子船員について、就業制限を緩和するとともに、母性保護の充実を図る等の所要の改正を行うものである。

主な改正点は以下のとおりである。

① 産前休業

現行法では、女子船員の産前休業を6週間としているが、これを改め、原則として船内で妊娠中の女子船員を使用してはならないこととする。

② 産後休業

女子船員の産後休業を現行6週間(うち強制5週間)から8週間(うち強制6週間)に延長することとする。

③ 妊産婦(妊娠中又は出産後一年以内の女子)船員の労働時間、休日

新たに、妊産婦船員の労働時間を1日8時間以内、1週間48時間以内とし、原則として、時間外労働をさせてはならないこととするとともに、1週間に少なくとも1日の休日を与えなければならないこととし、休日に労働させてはならないこととする。

④ 夜間労働

現行法では、女子船員を、原則として午後8時から午前5時まで作業に従事させてはならないとされているが、(イ)妊産婦船員について同様の制限を存続するとともに

(何)妊産婦以外の女子船員については夜間労働の制限を廃止することとする。

⑤ 就業制限

現行法では、女子船員を危険な船内作業又は女子船員の安全及び衛生上有害な作業に従事させてはならないとされているが、これらの規制を改め、(イ)妊産婦船員について母性保護上有害な作業に従事させてはならないこととするとともに、(何)妊産婦以外の女子船員について母性保護上有害な作業のうち女子の妊娠又は出産に係る機能に有害なものに限り、従事させてはならないこととする。

(3) 国民年金法等の一部を改正する法律案

(昭和59年3月2日第101回国会に提出、第102回国会において法案の年金制度の抜本改正部分と昭和59年度物価スライド部分を分離し、昭和59年度物価スライド部分は、12月21日に可決成立、抜本改正部分は、12月19日衆議院で可決された後、参議院で審議中。)

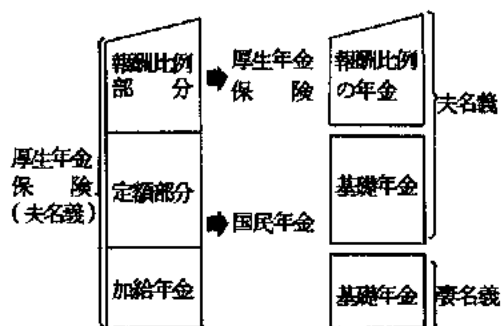
この法律案は、①「基礎年金」の導入、②基礎年金による婦人の年金権の確保、③給付の適正化、負担の適正化、④障害年金の充実を4つの柱に、国民年金、厚生年金保険、及び船員保険制度の改正を行うものである。

すなわち、国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する制度とするとともに、厚生年金保険は、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金給付を行う制度とするものであり、国民1人1人に自分名義の基礎年金が支給されることになる。

このことにより、現行法では、国民年金に任意加入しない場合は独自の年金権を取得することができない被用者の無業の妻も

〔現行制度〕

〔改正案〕



含めて、全ての婦人に独自の基礎年金が支給され、婦人の年金権が確立されることになる。

さらに、厚生年金保険の女子の老齢年金の支給開始年齢を、昭和75年に60歳とするよう段階的に引き上げるとともに、厚生年金保険の女子の保険料率については、従来から毎年1000分の1ずつ、男子の保険料率との格差是正を図ってきているが、昭和60年度以降は1000分の2ずつ格差是正を行うこととしている。

また、子供をかかえた寡婦に対する遺族年金の充実を図っている。

(4) 児童扶養手当法の一部を改正する法律案

(昭和59年3月16日第101回国会に提出、現在第102回国会において衆議院で継続審議中。)

この法律の趣旨は、離婚の急増等母子家庭を取り巻く状況の変化にかんがみ制度発足後20年以上を経過した児童扶養手当制度を抜本的に見直し、母子家庭の生活安定と自立促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする福祉制度に改めることである。

その主な内容は、以下のとおりである。

①所得制限・手当額の二段階制の導入

現行では所得が361万円未満のものに、手当月額3,700円を一律支給することとなっているが、これを次のように改める。

①所得税非課税である年収151万円未満の者には、月額33,000円支給する。

②151万円から300万円までの者には22,000円支給する。

③300万以上の者は支給対象としない。

②父の所得による支給制限

離婚時の夫（父）の所得が一定額（年収600万円程度）を超える場合は支給しない。

③支給期間の有期化

18歳未満の児童を対象として、支給期間を定めていなかったものを7年間で定める。

④いわゆる「未婚の母」については支給対象外とする。

判 例

1. 河北新報社地位確認等請求事件

（仙台地裁、昭和58.12.28判決）

普通社員であった女子職員が、男子55歳、女子45歳の定年制を定める就業規則により満45歳で定年解雇され、以後いわゆる「2号嘱託制度」（雇用期間を1年以内とし、給与は退職時の6割とする制度）により再雇用され、嘱託雇用契約を9年間にわたり更新して勤務してきた。その間、男女の定年がともに58歳と定められたが、2号嘱託の労働者はその対象外とされたため、改正前の差別定年制の無効を主張して、普通社員たる地位の確認、普通社員と2号嘱託との差額賃金及び不利益取扱いによる損害賠償の支払いを請求した事件であり、仙台地方裁判所は、本件男女別定年制は合理的根拠に欠け、性別のみによる差別を定めたものとして民法90条により無効であり、かつこれを前提とする2号嘱託制度も無効であるとし、普通社員である地位の確認、並びに差額賃金、慰謝料及び弁護士費用の各請求の一部を認容した。

判決は、①業務の特殊性、退社の慣行は男女の定年を区別する合理的理由とならない、②2号嘱託制度は男女の定年を同一にする前提として年功型賃金体系の見直しをするための暫定的なものであること、当該制度は普通社員に比べ著しく雇用条件の低下を伴うこと等から男女同一賃金体系の改正に必要な相当期間経過後は違法無効となり、本件男女差別定年制を合法化することはできないとし、本件就業規則中女子のみに低い定年年令を定めた部分は性別のみによる差別を定めたものとして民法90条により無効であるとした。また、賃金及び賞与請求権について、会社は2年間の消滅時効を主張したが、判決は、違法な定年制、嘱託制度を定め、継続させたのが会社である以上、時効を援用するのは権利の濫用として許されないとした。（会社側はこれを不服として控訴係争中）

2. 放射線影響研究所地位確認等請求事件

（広島地裁、昭和59.1.31判決）

財団法人放射線影響研究所に勤務する女子職員が、男子満62歳、女子満57歳と定年を定めた就業規則に基づいた退職の通知を受け、職員たる地位を否認されたことに対して、就業規則（差別定年制）の無効を主張して従業員たる地位の確認と賃金の支払を求めた事件で、広島地方裁判所は、女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条により無効とした最高裁判例（最判昭和56年3月24日、日産自動車事件）を引用し、合理的理由は認められず無効と判示した。

本件において判決は、①現行の厚生年金保険上老齢年金の受給資格年齢が男子60歳、女子55歳とされていることを理由に労働者を定年退職させることは法律の目的にそわないうえ、年金額は給与よりも大幅に減額されたものとな

り、退職は本人に多大の不利益を与えることは明らかであるから、本件男女別定年制の合理的理由とはなりえないこと、②組合が同意し、原告女子職員も本件定年差別を知りながら採用されたとしても、雇用契約の内容が公序良俗に反すれば無効となるのであるから、この同意等は本件男女別定年制の合理的理由とはならないこと、また、③放射線影響研究所の事業の遂行上定年年齢において女子を差別しなければならない必要性はないこと等から、本件男女別定年制に合理的理由は認められないとし、就業規則中女子の定年年齢を定めた部分は無効であるから、原告女子職員は職員としての地位を有し、研究所は給与及び期末手当を支払う義務があると判示した。(研究所はこれを不服として控訴係争中)

3. 並木精密宝石(株)解雇無効確認等請求事件 (秋田地裁、昭和58.1.21.5判決)

並木精密宝石(株)のパートタイマーは、期間を1か月とする有期契約を締結し、以後3年間にわたり、反復更新されていたが、不況のため契約期間の満了を理由に雇止めされたことに対し、労働契約上の地位の確認、賃金の支払いを求めている事件について、秋田地方裁判所は、①期間を1か月とする雇用契約を、反復更新したという事実だけでは期間の定めのない契約に転化すると認めることはできない、②しかし、契約の当初に、パートタイマーも長期間勤務を要望し、使用者もこれを承諾していたこと、契約が28回にわたり機械的に反復継続されてきたこと、パートタイマーの作業内容が正社員と同一のもので差異がないこと等から当然更新されることが予定されていたと解するのが相当であり、また、使用者は単に期間が満了したとの理由だけでは雇止めをせず、パートタイマーもこれを期待かつ信頼し、このような相互関係のもとで労働契約関係が存続、維持されてきたも

のであり、従って期間満了によって労働契約を終了させるためには、雇止めの意思表示が必要であるばかりでなく、雇止めをするについても従来の取扱いを変更してもやむを得ない事情が必要である、③雇止めの意思表示は、不況により生じた過剰人員の整理のため、雇用契約を終了させる趣旨のもとになされたものであるが、整理解雇が是認されるためには、少なくとも具体的な解雇対象者の員数及びその選定が客観的に合理的な基準に基づくものであることを要するとし、本件雇止めは無効であると判示した。(労働者勝訴、確定)

国際ニュース

1. 婦人の地位委員会(第30回定期会合及び世界会議準備のための第2回会合)

婦人の地位委員会は、国連経済社会理事会に属する機能委員会で、我が国は引き続き1981年から84年の任期の委員国となった。樋田暎子氏が我が国代表を務めた。(1985年から88年の任期の委員国も務めることに決定、後述3参照)

定期会合は2年に1回開催されているが、同委員会は、「国連婦人の10年」1985年世界会議の準備機関としての役割を果たすこととなっており、第30回定期会合が1984年2月15日から25日まで、世界会議準備のための第2回会合が2月27日から3月7日までともにオーストリアのウィーン国際センターで開催された。

これらの会合には、日本を含む30か国の委員国と、オブザーバーとして非委員国、国連地域経済委員会、専門機関、非政府機関等の代表が参加し、我が国からは樋田暎子代表他が参加した。

(1) 第30回定期会合

第30回定期会合の主要議題は、①世界行動計画及び国連婦人の10年後半期行動プログラムの実施状況の見直しと評価、②婦人差別撤廃条約、③婦人の地位に関する通報、④植民地主義、人種主義、人種差別、侵略占領及びあらゆる形態の外国支配に反対し、国際平和を強化するための闘争への婦人参加、等であり、11の決議が採択された。

(2) 世界会議準備のための第2回会合

引き続き開催された世界会議準備のための第2回会合においては、世界会議の会期及び会議構成が決定された。

会期は1985年7月15日から26日とされ、会議の構成は総会と2つの委員会が同時に開催され、総会ではナショナルステートメントを含む見直しと評価、第1委員会では国内レベルにおける将来に向けての戦略、第2委員会では地域及び国際レベルにおける将来に向けての戦略、がそれぞれ討議されることとなった。

準備会合では、このほか、①世界会議に提出される基本文書に関する準備作業、②世界会議の手続規則、が議論された。

(なお、世界会議準備のための第3回会合が1985年3月4日から13日までウィーンにおいて開催される予定である。)

2. 国連婦人の10年 — 平等・発展・平和 — の成果を検討し評価するための世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議

(1) 会議の趣旨

「国連婦人の10年」の最終年である1985年にこの10年間の成果の検討と評価のための世界会議が開催されることになっており(1985年7月15日から26日、於ナイロビ)、この世界会議の準備のため、国連経

済社会理事会の下にある5つの地域経済委員会がそれぞれ地域政府間準備会議を開催することとなっている。

本会議は、この地域政府間準備会議としては最も早く、ESCAPが国連社会開発人道問題センターと協力して主催し、1984年3月26日から30日、東京の経団連会館において開催された。

(2) 参加者

ESCAP加盟国28、準加盟国3の代表団の他に、オブザーバーとしてイスラエル、ケニア、ウルグアイの3国、国連機関、国連に諮問的地位を持つNGO等の代表等合計約200名が参加した。

我が国からは、高橋前デンマーク大使を首席代表とし、外務省、総理府、労働省、文部省、農水省、厚生省の担当局長、課長等の他、森山真弓議員、久保田真苗議員、縫田曜子婦人問題企画推進本部参与、大羽綾子婦人問題企画推進会議委員を加えた代表団が出席した。なお、我が国代表団は、高橋首席代表が本会議の議長を務め、会議の円滑な運営に寄与した他、積極的な発言や提案を行った。

(3) 主要議題

主要議題は以下のとおりであり、会議は本会議及び全体会議に分かれて討議を行い、以下の①は本会議、②～④は全体会議で、それぞれ議論された。

① 国連婦人の10年 — 平等・発展・平和 — の成果の検討と評価

(1) 一般

- ① 国内開発計画と施策
- ② 国内機構
- ③ 法制
- ④ 政治参加、国際協力及び国際平和の強化
- ⑤ 技術協力

(四) 部門別

① 各種分野における雇用

② 健康及び栄養

③ 教育

④ E S C A P 地域特有の問題の検討

(イ) 経済における婦人

(ロ) 婦人の地位に影響を及ぼす社会・文化及び慣習

(ハ) 政治への婦人の参加

(ニ) 婦人の地位向上における婦人運動と非政府機関(NGO)の役割

⑤ 開発への婦人の統合において遭遇した障害

⑥ 西暦2000年へ向けての婦人の向上のための戦略

(4) 会議の概要

会議は、1975年に採択された「世界行動計画」、1980年に採択された「国連婦人の10年後半期行動プログラム」の実施状況等の検討と評価を行うとともに、西暦2000年に向けての戦略につき、国際的行動、地域的及び準地域的行動、国家の行動にわたる43の勧告を採択した。

会議では、国連婦人の10年の3つのテーマのうち、E S C A P 地域の多くが開発途上国であるという事情を反映して、「開発」に重点を置いて討議が行われた。

特に、国の開発計画及び科学技術の発展に対する婦人の参画とその成果の享受、そのための婦人の教育・訓練の重要性が強調された。

また、都市化に伴う農村の変化と農村から都市に出てきた女性の諸問題(特に売春問題)についても議論された。

なお、会議ではNGOの代表が積極的に発言し、民間における婦人の地位向上のための活動と意見が十分反映された。

3. 国連経済社会理事会の婦人関係審議

国連経済社会理事会1984年第1通常会期が5月1日から27日までニューヨークで開催され、「婦人の地位向上のための諸活動：国連婦人の10年、平等・発展・平和」の議題の下に、「国連婦人の10年」世界会議の準備問題等について討議が行われた。この会議では、昭和59年2月から3月にかけてウィーンで開催された世界会議準備委員会第2回会合の報告書及び第30回婦人の地位委員会の報告書が採択された。

なお、縫田摩子日本政府代表団顧問は、去る3月末に東京で開催された1985年世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議について、協調的かつ実質的な議論が行われた旨の発言を行った。

更に、同会議では、1984年末に任期が満了する婦人の地位委員国の選挙が行われ、同選挙に立候補していた我が国は再選された。なお任期は1988年までである。

4. O E C D 経済における婦人の役割に関する作業部会

O E C D の労働力社会問題委員会の下に、「経済における婦人の役割に関する作業部会」が設置されており、これまで加盟国の婦人労働に関する問題点を様々な角度から調査分析する等の活動を行ってきた。

この作業部会の第9回会合が1984年3月12日から14日まで、パリで開催され、従来から行われてきた各国の婦人労働者の実情と問題点についての調査分析をふまえて、雇用と失業、労働市場における婦人の特定業種・職種への集中、男女の賃金格差、移民婦人の状況、教育、社会保障と税制等について報告書がとりまとめられ、この報告書は、1984年5月9日から11日まで開催された第61回労働力社会

問題委員会に提出された。

のあり方の検討が行われることとなっている。

5. 1985年ILO総会について

1983年11月7日から18日まで開かれたILO第224回理事会において、1985年に開催される第71回ILO総会の議題が決まっているが、そのうち婦人に関係のある議題は「雇用における男女の均等な機会及び待遇」（一般討議）である。第71回総会の開催される1985年は「国連婦人の10年」の最終年にあたり、婦人の職場進出、働く婦人の年齢の幅も広がったが、婦人に対する雇用上の差別は根強いことから、現状分析と将来における活動

6. 婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（仮称）署名、批准等状況

外務省国際連合局婦人差別撤廃条約批准準備室調べ

(1) 昭和59年11月6日現在

- ① 締約国 63 カ国
署名・批准を行った国 53 カ国
加入した国 10 カ国
② 署名のみ行っている国 38 カ国

(2) 本条約の発効日 昭和56年9月3日

(3) 締約国一覧 下表のとおり

批准年月日	国 名	署名年月日	批准年月日	国 名	署名年月日
55年 7月 2日	スウェーデン	55年 3月 7日	56年 8月 5日	フィリピン	55年 7月15日
" 7月 9日	東 独	" 6月25日	" 8月14日	ラ オ ス	" 7月17日
" 7月17日	キューバ	" 3月 6日	" 8月19日	エル・サルヴァドル	" 11月14日
" 7月17日	ガイアナ	" 7月17日	" 8月31日	ブータン	" 7月17日
" 7月30日	ボルトガル	" 4月24日	" 9月10日	エチオピア	" 7月 8日
" 7月30日	ポーランド	" 5月29日	" 9月18日	エジプト	" 7月16日
" 9月15日	ドミニカ国	" 9月15日	" 10月 5日	スリ・ランカ	" 7月17日
" 10月16日	バルバドス	" 7月24日	" 10月 9日	ウルグアイ	56年 3月30日
" 11月 4日	中 国	" 7月17日	" 10月27日	ニカラグア	55年 7月17日
" 12月 5日	カーボ・ヴェルデ		" 10月29日	パナマ	" 6月26日
(加入)			" 11月 9日	エクアドル	" 7月17日
" 12月22日	ハンガリー	55年 6月 6日	" 12月10日	カナダ	" "
56年 1月23日	ソ 連	" 7月17日	57年 1月 7日	ルーマニア	" 9月 4日
" 2月 4日	白ロシア	" "	" 1月19日	コロンビア	" 7月17日
" 3月 2日	ルワンダ	" 5月 1日	" 2月 8日	ブルガリア	" "
" 3月12日	ウクライナ	" 7月17日	" 2月16日	チェコスロヴァキア	" "
" 3月23日	メキシコ	" "	" 2月17日	ヴィエトナム	" 7月29日
" 5月21日	ノールウェイ	" "	" 2月26日	ユーゴスラヴィア	" 7月17日
" 7月20日	ハイティ	" "	" 3月31日	オーストリア	" 7月17日
" 7月20日	モンゴル	" "	" 7月26日	コンゴ	" 7月29日
" 8月 4日	セントヴィンセント及		" 8月 9日	ギニア	" 7月17日
(加入)	びグレナディーン諸島		" 8月12日	グアテマラ	56年 6月 8日

批准年月日	国 名	署名年月日	批准年月日	国 名	署名年月日
57年 9月 2日	ドミニカ共和国	55年 7月17日	59年 2月 1日	ブラジル	56年 3月31日
" 9月13日	ベ ル ー	56年 7月23日	" 3月 9日	ケ ニ ア	
" 10月 8日	セントルシア		(加 入)		
(加 入)			" 5月30日	イエメン民主人民共	
58年 1月21日	ガ ボ ン	55年 7月17日	(加 入)	和 国	
" 3月 3日	ホンデュラス	" 6月11日	" 7月 9日	モーリシャス	
" 4月21日	デンマーク	" 7月17日	(加 入)		
" 5月 2日	ヴェネズエラ	" "	" 7月17日	リベリア共和国	
" 6月 7日	ギリシャ	57年 3月 2日	(加 入)		
" 7月28日	オーストラリア	55年 7月17日	" 9月13日	インドネシア	55年 7月29日
" 9月26日	トゴ共和国		" 10月19日	ジャマイカ	55年 7月17日
(加 入)			" 10月23日	赤道ギニア	
" 12月14日	フランス	55年 7月17日	(加 入)		
59年 1月 5日	スペイン	" "	" 11月 6日	バングラデッシュ	
			(加 入)		

(4) 署名未批准国一覧

国 名	署名年月日	国 名	署名年月日	国 名	署名年月日
ボリヴィア	55年 5月30日	イタリア	55年 7月17日	セネガル	55年 7月29日
アルゼンティン	" 7月17日	象牙海岸	" "	イ ン ド	" 7月30日
ザンビア	" "			ウガンダ	" "
ベルギー	" "	日 本	" "	アフガニスタン	" 8月14日
ブルンディ	" "	レ ソ ト	" "	カンボディア	" 10月17日
チ リ	" "	ルクセンブルグ	" "	ジュルダン	" 12月 3日
コスタ・リカ	" "	マダガスカル	" "		
フィンランド	" "	オランダ	" "	英 国	" 7月22日
米 国	" "	ニュー・ジーランド	" "	ベ ナ ン	" 11月11日
西 独	" "	ザイール	" "	韓 国	58年 5月25日
ガ ー ナ	" "	タンザニア	" "	カメルーン	" 6月 6日
グレナダ	" "	アイスランド	55年 7月24日	ナイジェリア	59年 4月23日
ギニア・ビサオ	" "	チュニジア	" "		
イスラエル	" "	ガンビア	" 7月29日		